

会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 令和2年9月9日(水) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 20名

1番 鈴木勝利君

2番 藤田尚美君

3番 秋山泉君

4番 長田麻美君

5番 山本伸子君

7番 伊藤裕一君

8番 石原幸雄君

9番 柳井哲也君

10番 甲斐徳之助君

11番 池辺己実夫君

12番 加川裕美君

13番 北島登君

14番 杉森弘之君

15番 須藤京子君

16番 黒木のぶ子君

17番 守屋常雄君

18番 諸橋太一郎君

19番 市川圭一君

21番 遠藤憲子君

22番 利根川英雄君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 長	植 田 裕 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	内 藤 雪 枝 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	山 岡 孝 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	飯 島 希 美 君
監査委員事務局長	本 多 聡 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長兼 政策企画課長	柳 田 敏 昭 君
総務部次長兼 管 財 課 長	野 口 克 己 君
市民部次長	小 川 茂 生 君
保健福祉部次長	飯 野 喜 行 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建設部次長	長谷川 啓 一 君
建設部次長兼 下水道課長	野 島 正 弘 君
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉 田 茂 男 君
教育委員会次長兼 生涯学習課長	大 里 明 子 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本仁君
庶務議事課長	野島貴夫君
庶務議事課長補佐	飯田晴男君
庶務議事課主査	宮田修君

令和2年第3回牛久市議会定例会

議事日程第4号

令和2年9月9日（水）午前10時開議

日程第1．一般質問

午前9時54分開議

○議長（石原幸雄君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ここで、自席にて暫時休憩をいたします。

午前 9時59分休憩

午前10時01分開議

○議長（石原幸雄君） 再開いたします。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○議長（石原幸雄君） まず、初めに、12番加川裕美君。

〔12番加川裕美君登壇〕

○12番（加川裕美君） 皆さん、おはようございます。日本共産党、加川裕美です。

通告に基づき、これより一般質問を行います。よろしくお願い申し上げます。

今回の質問は、市民の皆様からの要望、関心が厚く、一部同僚議員と重複する部分もあるかと存じますが、日々状況も変化しております。よろしくお願いいたします。

私の質問は、「感染症対策下で失われた学びの機会を取り戻すために」というタイトルがついておりますが、教科学習は夏季休業の短縮や学校行事が見直されたため、ほぼカリキュラムをこなせている状況と把握しております。ここでは主に教科外学習についてお伺いします。後ほど18歳以上の学生への支援策についてもお伺いいたします。

それでは、第1点目です。新型ウイルス感染症対策の下に、市内小中学校の校外学習、宿泊学習や修学旅行が中止や見直しを余儀なくされています。改めて現在までの状況や対応をお示しください。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 宿泊学習や修学旅行は、「集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決できるようにすること」を目指す、特別活動の中の「遠足（旅行）・集団宿泊的行事」として例年実施しています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の現状から、小学校5・6年生の宿泊を伴う活動や中学1年生のスキー宿泊、中学2年生の民泊などは中止や日帰りの校外学習として期日を変更して実施を検討しています。中学校3年生及び義務教育学校9年生の修学旅行については、生徒の安全の確保を第一にしつつも、義務教育最後の行事であることも考えて、実施につきましては保護者の皆さんとの合意形成を図りながら進めていこうと検討している現状です。

8月31日現在では、保護者アンケートやPTA役員と話し合った結果、1泊で実施予定、日帰りで実施予定、旅行とは別の形で生徒たちを中心にした思い出をつくらうとしている学校があります。ここまでの計画をもう一度保護者に返して最終決定をしていく予定でいます。

ただ、実施予定の学校も改めてアンケートを取って不参加の生徒が10%を超える場合は、泊を伴う旅行を変更する予定です。

中には、県立の高校入試が終わってからの旅行を計画しようとしている学校もあります。

教育委員会としましては、中学3年生以外の泊を伴う旅行は中止として、最終学年の修学旅行だけは保護者と合意形成の下で進めてほしいと各学校長に話しています。

現在も、各学校は自校の実態に応じて、何が児童生徒の学びとなるか、安全安心を確保するためにどうしたらよいか、保護者と共にぎりぎりまで考えているところです。今後は、少しでも児童生徒の思い出に残る学校行事となるように、学校と共に兼討を重ねていきたいと考えています。以上です。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） 修学旅行について、直ちに中止を決定した自治体もある中、アンケートを実施し、その思いに寄り添う形で方向性を模索している市教育委員会、そして各校の姿勢には、多くの市民、保護者から賛同の声が寄せられています。そこでお伺いしますが、滞在・訪問予定の受入先の著しい状況変化によっては、再考を断念せざるを得ない可能性もございます。一方で、児童生徒からは、仲間と過ごせるかけがえのない時間として諦め切れないという声が聞かれます。

さて、この困難を糧に新しい学びと思い出づくりはできないでしょうか。牛久市では、災害対策の一環としてテント200張りの準備もされています。この際、自分の学校で宿泊もしくは避難体験をする、段ボールベッドや簡易トイレを組み立て、空き缶で御飯を炊き、ランタンの明かりで眠る、非常時ならではの防災キャンプの実施などはいかがでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 先ほど申しましたように、市内の中学校の中には、修学旅行の代替えを日帰りの校外学習の形を取るのではなく、思い出づくりを生徒たち主体で考えていこうとしている学校があります。また、加川議員の御指摘のように、今後の受入先の感染状況の悪化によっては現在の内容をさらに変更しなければならないかもしれません。幸いにも、学校行事が減ったために授業時間は充実しており、学習内容も例年同様に追いついている現状です。そのような中で、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況にもよりますが、今のままでいくと学校行事を実施する時間を生み出せる現状でもあります。今回の修学旅行の代替案ばかりでなく、様々な学校行事の見直しの中でも、加川議員から提案がありました各学校の敷地で行う防災キャンプなども提案していきたいと考えています。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） ぜひ御検討をお願いいたします。

中止、見直しになった行事には、合唱祭や芸術鑑賞など、情緒を育む上で大切な文化的行事もあります。現在、合唱祭を予定している学校でも、練習はほとんどマスクをつけたまま行うなど、存分に音楽に親しむことができないやむを得ない状況下にあると伺っています。

また、保護者の方からは、「全ての行事の参観までは望まないが、二度とない発表の機会を記録にとどめることはできないか」という声もあります。現状と対応をお示してください。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 新型コロナウイルス感染症を防ぐために、学校での様々な文化的行事が中止や変更を余儀なくされています。しかし、そのような中でも、各学校は、児童生徒が少しでも思い出に残る文化的体験ができるようにと様々な工夫を凝らしています。

例えば、合唱祭については、一中、三中、下根中、南中、ひたち野中は、中央生涯学習センターの文化ホールで学年ごとの入替え制度にして、生徒はステージの後方まで広がって十分な距離を取ることで、マスクを外して合唱ができないかを検討しています。さらには、ソーシャルディスタンスを取ることで保護者が参観できないかと検討中です。おくの義務教育学校の文化祭では、小学部はふだんの授業の様子を、中学部はクラス紹介をビデオに撮って上映する形で実施する予定です。ひたち野うしく小学校では、音楽発表会を1学年ごとに体育館で行い、それを撮影してDVDとして保護者に希望販売する予定です。音楽祭を中止にした中根小と向台小でも、5年生の宿泊学習を筑波山登山に変更することを検討しています。

6年生の修学旅行も、予定どおり日帰りでの鎌倉見学を視野に入れつつ、困難などには日光や常陸海浜公園への行き先変更や、学年レクリエーションを増やすなど、何とか豊かな体験を実現できるように努力しています。

また、給食時も、おしゃべりは駄目などと禁止することばかりになることを避け、放送室が密にならないようにしながら静かな音楽をかけたり、NHK for Schoolの授業動画を流したりするなど、子供が楽しみながらゆっくりと静かに食事ができるように様々な工夫をしています。

また、授業においても、このような制約がある中で、下根中ではZoomを活用して、総合的な学習の時間にゲストティーチャーを招いて学習する計画を立てています。こういう状況であるからこそ、地域の力を生かし、多様な方法を用いながら、子供たちに深い学びを経験させることが必要だと考えています。それが感染症対策下での学びの機会を保証する新たな道になればと考えています。以上です。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） ただいま給食時の工夫についてお伺いしました。給食は食育の貴重な機会です。これまで会話を楽しんでいた中学生から、無音・無言の給食が寂しいという訴えを聞きました。そんな中、休校中の市のFM放送を思い出しました。

「卒業式に順番に流れた校歌に涙した」という保護者、「校長先生の『幸せになりなさい』、その一言が刺さった」という児童、好評だったFM-UUの活用で、先生や生徒に負担なく安全に給食を楽しむ工夫は考えられないでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 新型コロナウイルス感染症対策のために、各学校でも自粛しなければならないことが多く、子供たちの心に潤いを与えるためにも、せめて楽しい音楽を聞かせてあげたいという議員の思いも分かります。しかし、給食時は直接物を口に入れるという、一番感染リスクの高いときでもあります。その中で、これまでのようにクイズを出したり、流行の音楽を流して、子供たちがうれしくて話し出したりといった状況は、クラスターの発生にもつながりかねません。飛沫による感染が起こらないように、静かに落ち着いて食事ができる環境になるような音楽や内容を吟味して流さざるを得ない状況です。

議員の提案されましたFM-UUの活用につきましては、学校の子供たちの様子を録音して市内の各学校や地域住民に紹介していくといった意味では有意義なことと考えていますので、校長先生方とも一緒に考えていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） 承知いたしました。

来年度に向けて一層の文化芸術活動、教育の充実のために、国の公募型支援金などを活用していくお考えはございますか。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 文化庁事業に「文化芸術による子供育成総合事業（芸術家の派遣事業）」があります。現在も各学校が応募・活用している状況です。おくの義務教育学校前期課程、牛久第二小学校、神谷小学校は、打楽器や弦楽器のプロの演奏家による生演奏を聞く音楽鑑賞会を実施しています。こうした実例を各学校にも紹介していきたいと考えています。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） 大変頼もしい、期待できるお答え、来年度に向けて子供たちの情操教育のためによりしくお願い申し上げます。

3点目の最後の質問に移らせていただきます。

先日、若者が抱える問題について、同僚議員からも質問がなされました。皆様御承知のとおり、現在、多くの大学で休講によるリモート授業が続き、専門学校では授業再開後も大幅な遅れにより、技術・資格取得がおぼつかないなど、学生たちは日々不安を抱えています。入学式もないまま大学生となり、孤独な日々で落ち込む様子も聞いています。リモート環境の整備費に加え、アルバイトも減り、困窮している学生も決して少なくありません。ようやく週に一度の登校が始まる予定の大学もありますが、果たして通学は回数券か定期券かと保護者は頭を抱えています。「高額な交通費、全ては10万円の定額給付で考えている」というお声も聞きました。「彼らへの支援は各教育機関がなすべき」、そんな意見もありますが、関係省庁からの明確な指針はいまだ出しておらず、学校側の対応にもばらつきがあります。

そこで、私たち議員は、さきの議会で青年・学生への支援策を決議いたしました。国からの手が届いていない、一番薄い大学・短大生・各種学校生などの市民に、市独自の精神面、経済面の支援は急務と考えます。中でも、児童扶養手当を支給されていた家庭は、一番お金がかかる教育費歳出ピーク期であるにもかかわらず、何の追加支援もない状況です。

そこでお伺いします。まずは児童扶養手当を支給されていた家庭から、大学・各種学校に進学した対象者を募り、1人当たり1万円を支給できないでしょうか。また、現金給付だけが支援策ではありません。自治体として経済活性化も視野に入れつつ、エスカード牛久のパソコンが使える店舗や市内のスポーツジムなどに、市民学生のみならず、近隣の学生が利用できる優待制度、いわゆる学割を設けたり、市民には、母校でのアシスタントティーチャーや文化財施設の保全等の有償ボランティアへの応募の呼びかけ、さらには、まだ一度も出会ったことのない、けれどももしかすると同じ市に住む新しい同窓生と交流できるかもしれない、こんなZoomアプリ等を活用したたまり場づくりサポートなど、様々な自治体の支援の可能性は考えられます。これらの試みは市政への関心を高め、学生相互の絆を育み、モチベーション向上のために有効と考えます。冒頭の1万円給付をはじめ、牛久市ならではの支援策について、お考えをお示しく下さい。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） このたびの感染症は、20代、30代の感染者が最も多く、特に若い学生などは無症状のまま、ほかの人との接触により感染を拡大させる事例も少なくありません。首都圏にある大学などはオンラインによる授業が継続されており、コロナ禍における学生の影響は深刻さを増しておると聞いております。

特に、今年4月、大学や専門学校などに入学された1年生は、一度も同級生と話す機会がなく、友人ができずに非常に寂しい思いをしているということだと思われます。

議員御質問のオンライン座談会につきましては、SNSを自在に使いこなす若者たちは既に同様のことをしていると考えられます。その場に入れない方への対応となると、行政としてどのようにアプローチしていくか、今後調査してまいります。

学割クーポンにつきましても、とてもよい御提案でございますが、中心市街地の活性化につながる施策として今後検討してまいります。

アルバイトのあっせん窓口についても、現在の学生はアルバイト先もスマホの求人サイトで検索することが多いようでございまして、現在でも大学生などの窓口での相談よりも、スマホでの検索に利便性を感じていると思われまます。窓口設置については困難であるのかなと思われまます。

大学生や専門学校生への支援は、さきに杉森議員にお答えしましたとおり、第一義的には国及び高等教育機関の設置者などが施すべき施策でございますが、さらに地方自治体が独自の支援策の施策を行っている例もございます。近隣では、稲敷市、つくばみらい市、龍ケ崎市で実施しております。これらの市の支援の内容を確認しますと、大学生等を対象とした奨学金の支給のほか、下宿している学生等への生活費支援としての金銭給付や、保護者が生活物資を送付する際の支援などの施策が申請方式により実施されております。

過般の6月議会で可決されました「新型コロナウイルス感染に係る市民の生活防衛を支援するための市の独自施策を求める決議」における学生支援のための1人1万円の給付、また、議員御質問の独り親家庭への学生に対する1万円の給付など、様々な視点からの支援が考えられますが、新型コロナウイルス感染症拡大による今後の影響を十分に踏まえながら、どのような支援が必要か検討してまいりたいと考えます。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） 市長から御答弁いただきました。

ぜひ、学割クーポンについては、早速にも始めていただきたいと考えます。

同僚議員の質問にもございましたが、今回の補正予算で、エスカード牛久にeスポーツ施設整備が検討されています。その取組に当たっては議論を重ねる必要があり、まだまだ課題があ

るかとは存じますが、近隣の国立大学、龍ヶ崎市の私立大学には日本学生eスポーツ協会認証団体もあり、休校期間中の体験からぜひ事業化していこうと、ゼミでは学生から発案されてもいるようです。地域と大学の連携がかなえば、地方創生と新しい学びの可能性も生まれてくるのではないのでしょうか。牛久市に生まれてよかった、訪れてよかった、そんな実感できる支援をお願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石原幸雄君） 以上で12番加川裕美君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は10時35分といたします。

午前10時22分休憩

午前10時36分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、13番北島 登君。

〔13番北島 登君登壇〕

○13番（北島 登君） 日本共産党、北島 登です。質問通告に沿って質問を行います。

まず、気候変動に対する市の取組についてです。

気候変動は、今や変動という生易しい状況を超えて、気候非常事態宣言あるいは気候危機、そういう言葉で表せる、そんな状況になっています。地球は今、温暖化ガスの排出を止めなければ、後戻りできない瀬戸際に来ております。世界中に様々な被害をもたらし、COP25でドイツのNGOが発表した世界気候変動リスクインデックスによると、2018年、最も気候関連災害による被害を受けた国のランキングが発表されました。その第1位は日本です。死者が1,282人、そして経済損失は約4兆円にもなっています。

こういう状況の下、牛久市は環境省が呼びかけたゼロカーボンシティを表明しました。ゼロカーボンシティとは、2050年までに、30年後ですが、私を含めこの議場にいる多くのほとんどの人は生きていないかもしれませんが、この2050年までにCO₂排出を実質ゼロにするというそういうものです。今年8月末現在で152の自治体がこのゼロカーボンシティを表明しています。

しかし、自治体に呼びかけるのなら、国がまず率先して表明すべきではないでしょうか。国はそうせずに、いまだに二酸化炭素排出量が多い石炭火力発電を建設を進めようとしている。後進国への石炭火力の発電所の輸出にもまだしがみついている。もう破綻が見えてきているのに。そうした状況の下、このゼロカーボンシティ、これの実現は全地球的な人類の課題となっ

ております。こういう取組を進めようと、そういう示したことは、市民にとっても誇らしいものではないでしょうか。

そこで、この表明に至る経過、どのような検討がなされたのか、伺います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 近年、国内各所に甚大なる被害を及ぼした巨大な台風の事例は記憶に新しいところでございますが、温室効果ガスの増加による世界規模の気温の上昇、その要因とされる自然災害の頻発化・激甚化は、もはや「気候変動」ではなく、我々の生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言える事態であると指摘する専門家もございます。

牛久市は、平成20年にバイオマスタウン構想を策定し、早期から地域循環型社会の構築と地球温暖化防止に取り組んできたことや、「廃棄物と環境を考える協議会」の事務局である北茨城市から同会構成団体の連盟で表明する提案がございました。そして、今回の表明をすることに至りました経緯がございます。

表明に当たりましては、環境審議会委員である筑波大学の先生にゼロカーボンについての現状や今後の進展等についてお伺いしたところ、表明については大変有意義であるという考えが示されました。温暖化の抑制については、現段階では科学技術は進んでいるものの、2050年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロベースにする手法については、まだ飛躍的なイノベーションを待たなくてはならないという状況でございます。市といたしましても、現在取り組んでいる牛久市地球温暖化対策実行計画における部門ごとの対策や施策を着実に積み重ねていくことが重要であるとのアドバイスを頂きました。

ゼロカーボンシティの表明は、市民や事業者、そしてその皆さんに、現状のままの温室効果ガスを排出し続けることの危険を伝えるためのアピールとして捉えており、将来にわたって二酸化炭素の削減について一人一人が考えて取り組んでいくことが必要であると考えております。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 宣言の内容について、実質ゼロ、排出量実質ゼロとありますが、どのような意味か。市の施設だけではなく、市内の家庭、事業所が使用する全てのエネルギーを再生可能エネルギーに転換すれば、CO₂排出はゼロにすることは可能だと思いますが、そんなことは現実的ではありません。2050年までの30年間で科学技術、その革新が行われることを期待したとしても、不可能に近いというふうに思われます。そこで、森林、農地などのCO₂吸収量との差引きでゼロにする。そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） ゼロカーボンシティ表明にある「二酸化炭素の実質排出量ゼロ」の解釈について、環境省のホームページでは「CO₂などの温室効果ガスの人為的な

発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること」と説明しています。これは、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で合意されたパリ協定によるもので、協定では今世紀後半にこれを達成することが約束されています。

現在のCO₂のバランスについて、国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告書では、全世界の人為的排出量は年間63億炭素トン、これに対しまして自然吸収量は年間31億炭素トンと、人為的排出量が自然吸収量の2倍以上であると指摘されておりまして、ゼロカーボンの実現には全世界的な取組が必要であると考えられます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） よく分かりました。それで、現状について伺います。

まず、市のエネルギー使用量、CO₂の排出量はどれだけでしょうか。毎年経済産業省に提出しているエネルギー使用の定期報告（2019年版）によれば、市が排出しているうち、クリーンセンターのエネルギー使用量が原油換算で比較した場合、市全体の76.7%となっています。市全体のCO₂排出量とクリーンセンターの排出量はどれだけか、お教え願います。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 令和元年度における市内36の公共施設のエネルギー使用量合算値は1,541万8,000となり、CO₂の排出量は9,234トンになります。使用エネルギーは主に電気、ガス並びに灯油等ですが、電気が使用量合算値のほとんどを占めており、その使用量は1,486万キロワットアワー、CO₂の排出量は8,173トンで、使用量合算値に占める割合は96.3%、総排出量に対しては88.5%となっています。

市内36施設の中でも、北島議員の御指摘のとおり、牛久クリーンセンターにおけるエネルギー使用量合算値は852万8,000で、全体値の55.3%を占め、CO₂の排出量は4,913トン、全排出量の53.2%を占めている状態です。特に、クリーンセンターの場合も電気並びに都市ガスの使用量が多くを占め、電気については電気使用量の56.5%、都市ガスは都市ガス使用量の59%になっています。

牛久クリーンセンターでは、設備の老朽化による延命化のため、平成27年度から令和元年度までの5年間を費やし、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業補助を活用しまして、ごみ焼却施設の基幹設備の改良工事を施工し、各設備のインバーター制御化、高効率モーター化、照明のLED化等により、焼却施設において3%以上の二酸化炭素の削減が期待できる見込みでありまして、現在検証を行っているところでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） クリーンセンターのCO₂排出量、半分を占めると。これはエネルギーに関してだけで、実際のところごみを焼却した場合のCO₂は算入されていませんね。し

かし、今度5年間にわたる改良工事行ったことで、3%以上の削減が見込めるというのは非常にいいことだと思います。あわせて、クリーンセンターに関して言うなら、やはり焼却ごみの減量、これが非常に大切ではないか。その方策を今後じっくり検討していただきたいと思います。

次の質問に入ります。

市内全域からのCO₂排出量について、これは正確な排出量についてはデータがないと思います。しかし、様々な統計資料からの推定値でもいいので、市内事業所からの排出及び家庭からの排出量はどれほどと推計しているのか、お教え願います。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 市内全域からのCO₂排出量の推定につきましては、環境省の自治体排出量カルテ簡易版によると、牛久市の二酸化炭素排出量は、平成29年度の時点で市内全域では年間68万5,342トンとなっています。そのうち市内事業者については、同じく年間54万8,696トン、一般家庭は13万6,646トンとなっており、その構成比は80%が市内事業者、20%が一般家庭というふうになっております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 今、見たとおり、この事業所や家庭からの排出量、これを減らすことなしにはゼロカーボン近づきませんね。その上で、市民の意識を大きく変えることなしに、そして費用をかける、お金をかけることなしには難しい。取組が難しいと思います。その点について、今検討していること、あるいは考えていることはありますでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） まず、事業所とか家庭に対しましては、今回のゼロカーボンシティの宣言によって、宣言の内容を御理解いただくように広報してまいります。それ以外につきましては、例えば施設の更新時とか、クリーンセンターもそうですけれども、例えばエアコン1台入れるにしても、そのエアコンが10年前、20年前のエアコンと新しいエアコンについては二酸化炭素の排出量も違いますので、そういった施設の更新とか、そういった際にこのゼロカーボンの考え方を当てはめて、更新なり建設なりに当たっていくように考えていく方向であります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 続いて、その市内のCO₂の吸収量についてですが、環境省のホームページで、森林の二酸化炭素の吸収量の算定方法がないのか、ちょっと見たかったんですが、探し出せませんでした。ゼロカーボンシティ表明進めているながら、その基準となる数値の算定について明確でない。その方法を示していないというのは、いささか無責任ではないかという

ふうと思いました。吸収量が分からなければ、削減量の目標が明確になりません。森林のCO₂吸収量についての学術論文は相当数出ています。例えば、つくば市にある森林総研の研究者の論文、そのほかネットを見ると、農地のCO₂蓄積についての論文も多く見つかります。森林の吸収については、その木の種類、樹種、そしてその大きさによって相当の違いがあると。それらを簡易的な計算方法で出すことができることが書かれていましたが、今、市としてはどのように算定しているのか、その算定方法による吸収量はどれだけなのか、お教えてください。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 森林、農地のCO₂吸収量の算定方法の基準についてですが、COP3における京都議定書の採択を受けて法制化されました「地球温暖化の対策の推進に関する法律」第8条の規定に基づき、地方自治体が定めるものとされている地球温暖化対策計画策定のマニュアルでは、草本植生、先ほど申し上げた農地であるとか、通常の草とかの吸収量については、対象外とされております。森林及び都市緑化が算定対象となることが記載されています。ただし、現時点で市の計画に盛り込むことは義務づけられておりません。このため、現行の地球温暖化対策実行計画、「区域施策編」というんですけれども、こちらのほうでの算定はございません。

しかしながら、答弁の冒頭で市長から御説明のあったとおり、実質排出量ゼロにするためには、吸収量の算定は必要でありまして、計画策定に当たっては、環境省でも算定し計画に記載することは妨げないとしておりますので、今後、環境省への確認を行いまして、計画に盛り込んでいきたいというふうを考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） まだ算定数字が出ない。このことはちょっと、市の責任ではありませんが、環境省としても国としても、本気の取組をしようというふうには姿勢にはとても見られないんです。市の努力をしようとその意思を表明しているのに、それに対応してくれないというのは、ちょっといささかまずいんじゃないかというふうに思いますけれども、ゼロカーボンシティに向けての取組は、その努力が地球を救う非常に壮大であるとともに困難な課題でもあります。これまで市が進めてきたバイオマスタウン構想、環境基本計画に沿った取組、これのベース、さらに規模を拡大すること、そして新しい環境に関する技術の導入、森林、農地の保全、自然環境の保護、こういったことも重要になってきます。本当に市の本気度が試される、そういう取組だと思えます。この取組は自治体だけでの努力で達成できるものではありません。ゼロカーボンシティ表明自治体が飛躍的に増え、そしてこぞって国のエネルギー政策、環境に関する政策の大転換を成し遂げることが重要だと思えます。そのような働きかけを国に対して行う考えはありますでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 国に対してというよりも、環境省への確認を行っていかないと、自分の身の丈というか、計画を立てる上での排出量と、それから吸収量、先ほど北島さんがおっしゃられたような吸収量が分からないと削減量の幅が明確にならないと思いますので、その算定については自助努力で我々も学識経験者を抱えて審議会やっていますので、その中で数字を出していきたいというふうに考えます。

実際、ごめんなさい。通告がなかったので用意はしていませんが、バイオマスタウン構想とか、二酸化炭素の削減の計画の上では、牛久市は努力しているほうだと私は思っています。年間約1,000トンぐらいのこれまでに削減がされてきておりますので、今後とも、今までは排出量に対しての削減量だけを考えていたんですが、その排出量とのバランスを考えながらその削減量を考えていくというのが、今後の環境基本計画の中で考えていくことだと思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 担当部署の努力はやはり評価に値するものだというふうに思います。

続いて、次のテーマ、国連子どもの権利条約に照らして学校の現状はどうかということについて行います。

9月3日、ユニセフがレポートカード16で、子供の幸福度について発表しました。それによると、日本は先進国38か国中20位、子供の幸福度が20位。分野別で見ると、精神的幸福度は37位、下から2番目ですね。身体的健康、これは1位です。そしてスキル、これが27位。これらを総合して評価したランキングした結果が20位でした。

ちょっと驚きましたけれども、一方でさもありなん、そういう思いも起こりました。7人に1人の子供が貧困とされている中でいろいろな影響、例えばOECDの調査でも、将来に対する希望を持っている子供が日本は非常に低いということが示されていますし、自己肯定感を持っている子供がやはり最低ランクに近いというような調査結果も出ております。

そういう中で、なぜそうなっているのか。やはり子供の権利、これが十分に守られていない状況があるのではないかというふうに考えました。

昨日、同僚議員の質問に対して教育長は、教育基本法第10条を引用し、教育は保護者に第一義的義務がある、そういうふうに答弁しました。この条項は、1947年に制定された教育基本法にはないもので、2006年に改正されたときに加えられた、国、自治体の役割を曖昧にすることになっています。このときの改正は、教育の目的を人格の完成としていた旧教育基本法、その文言は今も新しい基本法にも残っていますが、その中身を空文化するものになっています。全体として、国のために役立つ人材の育成へと大きく方向転換している。それまでは

個人の尊厳を守り、個人の幸福達成ということがやはり方針の一つとしてあったように思いますけれども、ここでもう一つは、戦前の軍国主義教育への反省が込められた政治権力、国家による教育への介入を禁じた。これが1947年につくられた、制定された教育基本法の理念となっています。ところが、改正においては、この理念が大きく崩されていこうとしている。ここに今、教育における危機を感じざるを得ません。そして、こういう状況の下で子供の権利が損なわれる事態が学校現場においてあるのではないかというふう感じた次第です。

そこで、校則及びそれに準ずる規定について調べてみました。まず、国連子どもの権利条約は、30年前の1990年に発効しました。子供の権利として、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を定めています。その中で、「児童に影響を及ぼす全ての事項について、自由に自己の意見を表明する権利を確保する」と意見表明権が明記されています。

学校において、子供たちに様々な影響を与える校則について調べようと思い、教育委員会に小中学校全ての校則及びそれに準ずるものを資料請求しましたが、2週間以上たった今も私の手元には届いていません。ちょっと請求するのが遅かったのかもしれませんが、そこで、手元に集められたものだけを基に質問します。

「校則」という表題になっているものはありませんでしたが、「生徒心得」や「よい子のやくそく」、そういった表題で校則に近いものが決められています。この質問の中では、あれこれ言うと邪魔くさいので、全て「校則」という表現を用いますが、校則はどのようにつくられているのか、教職員の中での協議は行われているのか、そして当事者である子供と保護者の意見を聞いているのかについて伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 子どもの権利条約の主な4つの権利の1つ、「参加する権利」に関して、12条には、子供が自分に影響を及ぼす全ての事項において、その成熟度に応じて意見を表明する権利が述べられています。

実際の学校現場では、様々な場面で児童生徒が自ら意見を表明する場面をつくりながら、よりよく成長する環境をつくっています。例えば、授業においては、どんな間違っただ意見でも友達や先生に受け入れてもらえる安心感のある教室をつくっています。また、学級会のときは、お楽しみ会やスポーツ大会など自分たちで話し合いながらルールをつくって充実した学校生活を送るなどの自立的な学校づくりをしています。さらに、定期面接やアンケートなどを実施したり、スクールカウンセラーに相談したりして、悩みや考えを聞くような場面も数多くあります。

そのような中で、校則は児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長していくための指

針として、学校ごとに定められています。その校則の見直しについて、子供の意見をどのように取り入れているかといった調査をしました。

校則や学校生活の決まり・約束については、子供の意見を直接または間接的に取り入れて作成している学校は、13校中、小学校が1校、中学校が3校でした。小学校では、児童の意見を直接聞く場面より、保護者の意見をきっかけに児童会で話し合ったり、PTAの意見を聞いたりして教職員で検討を行っている学校があります。中学校では、生徒の意見を直接取り入れ、校則の決定に反映させている学校があります。別の中学校では、生徒会で話し合う場を設定したり、校則の方向性を示した中で生徒の意見を取り入れたりするようにしています。

子供の意見を直接校則の見直しに取り入れていない学校もありますが、学級活動や道徳の時間に学校の決まりや約束について意見を聞いたり、話し合ったりしています。校則を話し合わせることで、自分たちが決めたという意識を持たせるようにしている、職員で精選したものを生徒に投げかけて、生徒の生活向上に資するようにしているといった学校もあります。

校則は、児童生徒が心身の発達の過程にあることや、学校が集団生活の場であることなどから、一定の決まりとして必要なものと思います。また、将来に向かって社会規範を遵守していくために重要な学びの手段でもあると思います。校則の見直しに当たっては、児童生徒が話し合う機会を設けたり、PTAにアンケートを取ったりして主体的に考える機会を設けた結果として、児童生徒が校則を自分のものとして捉え、主体的・自律的に行動できるようにしていくことがよいと考えます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 小学校では少なく、中学では3校、子供たちの意見を取り入れているということで、これはとてもいいことだと思いますが、小学校でもやはりしっかり取り入れる方向で頑張してほしいというふうに思います。

次に、制服、頭髪などの規制の問題です。

校則読んでいて、理解に苦しむことが書いてありました。これは頭髪や制服の問題ではありませんけれども、ある中学校の校則で、清掃について、「清掃中にバケツの水は変えない」とありました。「あれっ」というふうに思って、水が汚れたら替えるのが当たり前だろうと。なぜに替えてはいけないのか。とても疑問です。しかも、替えないという文字が変化の「変」を使っていました。取り替えるの「替え」を、これを使うのが正しい表現だと思います。教育の現場でこういうケアレスミス、パソコンの変換ミスかもしれませんが、そのままにしてあるというのはどうかというふうに思いますけれども、もっと理解しがたいことは、「黙働」という言葉、黙って働くという漢字を使っているので何となくイメージ分かります。しかし、初めて聞く言葉だったので、国語辞典当たってみました。もちろんこんな分厚い本じゃなくて、ネッ

トの国語辞典ですけれども、そうしたらヒットしませんでした。国語辞典に、ネットで約8社ぐらいの発行している国語辞典の中にはありませんでした。恐らくそうしたら造語なんだろうと思います。

しかし、もう一つは、この「黙働清掃を通して意思力、想像力、行動力を育みます」とありました。これを読んで禅宗の修行、それを連想してしまいました。ネットで調べてみますと、全国でいろいろな学校で黙働ということが取り入れられているようです。大学の研究者の文書もありましたけれども、黙働、黙って働くこと、ここによって本当に意思力、想像力、行動力が育んでいけるのか。そういう根拠は全く見つかりませんでした。

かつて大分以前のことになりますけれども、何の道德の時間だったか、同じメーカーの同じ炊飯器を2台用意して、同じ米をその炊飯器2つ炊いて、片方には「おいしくなってください」という紙を貼って、そして生徒たちに食べさせて、どちらがおいしかったですか。そんな授業がやられたということが一遍話題になったことがあります。これは、子供たちに最初に暗示をかければ、おいしくなってくださいと紙を貼ったほうが多くなるというのは、大人ならすぐ分かるんですが、子供たちにはそういったことはなかなか分かりません。そういう非科学的なことが学校現場で取り入れられている。黙働についても、この非科学的な内容ではないかというふうに感じました。ただ、こういうことが校則がこういう例で見ると、いいかげんな根拠に基づいてつくられている部分もあるのではないかと、そういう危惧を覚えます。

服装については、ファッション、これは表現の自由に基づく人権の一部です。どのような服装をするかは個人の自由の問題で、その自由を制限するには相当の合理的理由がなくてはならないということです。服装についての決まりを見ると、小学校は制服を決めているところはないようですが、中学校では全校で制服を決め、カッターシャツやブラウスの色、靴下の色が決められ、セーターやカーディガンは襟元や袖口から出ないようにするとありました。さすがに下着の色までは決めていないようですが、なぜこのような細々と決めているのか。教育委員会として制服は必要かどうか、検討したことがあるのでしょうか。制服をなくしたらどのような弊害があるのか、制服についてどのような見解を持っているか、答弁をお願いいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） まず、掃除の黙働ですが、きっと掃除というのは日本特有の文化で、よその国ではやっていないのかなと思っています。市内の多くの学校でやっているんですが、掃除を通してやはり心を磨こうということがあって、黙って黙々と床を磨くことを進めている学校が多いのかなと思っています。

服装についてなんですが、服装については、牛久市内の小学校にはありませんが、中学校では指定の制服を着用する規則があります。

ひたち野うしく中学校のように新しい学校では、保護者や生徒が参加して制服やジャージを選びました。また、幾つかの学校では中学校のジャージについて生徒会などが中心となって選択していった例もあります。

次に、頭髪についてですが、頭髪については、小学校では特に決まりがない学校が多く、安全面の視点から「髪の毛が肩にかかる場合は、安全のために結ぶ」としている学校があります。中学校では、全ての学校で頭髪についての規則があります。「清潔・活動的な中学生らしい髪型」や「奇抜でなく中学生らしいもの」、「自然で清楚な髪型」などとしており、さらに健康面や安全面から「目にかからない長さ」や「肩に触れない長さ」、女子の場合は「肩にかかる長さの場合は束ねる」などと定めています。

校則は、児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動の指針であり、心身の発達の過程にある児童生徒が、学校という集団生活の場で生活することを考えれば、学校に一定の決まりは必要と考えます。

制服や頭髪などについても、健全でよりよい学校生活を送るためにはどうあるべきか、ファッションとしての表現の自由も含めて、児童生徒自らに考えさせることができると考えられます。そのためには、ふだんの学校生活の学びの中で、「自ら考え、判断し、表現する力」を一人一人の児童生徒に育てていくことが必要ではないかと考えます。そうした力があってこそ、学校生活の諸問題についても自ら考え、判断し、解決していくことができ、学級会や児童会・生徒会を通して自治的・実践的な力が高まっていくのではないかと考えます。

○議長（石原幸雄君） 13番北島 登君に申し上げます。

質問の残り時間が少なくなっておりますので、簡潔にお願いをいたします。北島 登君。

○13番（北島 登君） この制服の問題で面白い記事が、非常に興味ある記事が沖縄の新聞「琉球新報」に載っていました。双子の兄弟がLGBTで悩んでいて、非常に不登校になっていたと。その双子の兄弟が中学入学するに際し、校則を変えて、男女どちらの制服を着てもよいというふうにしたという記事でした。

牛久市でも、今は顕在化していませんが、近い将来そういった問題も現れるのではないかとというふうに考えます。そうしたLGBTなどの子供たちに対しての配慮、それはどのように考えていますか。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） LGBTについては、市内の児童生徒の中にも、自分の性についての悩みを抱えており、学校の教職員に相談している児童生徒がいます。また、相談できずに苦しんでいる児童生徒もいると考えられます。そのため、学校ではそのような児童生徒のために様々な配慮をしています。

ある学校では、女子のスラックス着用など制服の決まりを柔軟に設定しております。また、ある学校では、宿泊を伴う行事での入浴の際、児童生徒が個別で利用できるように時間帯を分けるなどの配慮をしています。また、ある学校では、LGBTについての理解を深めるための講演会を全校生徒を対象に実施しました。

また、牛久市では、LGBTも含めた様々な悩みを持つ中学生のために、学校生活についての悩み事や不安を抱えている場合の相談窓口として、きぼうの広場や相談アプリ「STOP it」を導入しています。先日、先週ですが、も異性の尊厳といった保健の授業をした後で、「自分はどちらの性にも興味があり、親にも友達にも言えなくて悩んでいます」といった書き込みがあり、匿名性を重視して現在丁寧な対応をしています。

LGBTによる差別については、人権問題であります。今後も、全ての教育活動で、全ての児童生徒の人権への配慮を進めた教育活動を進めていきたいと思っています。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 既にそういう配慮を進めているということは、非常にいいことだと思います。

続いて、学校運営の中での人権問題といえますか、児童生徒、男女同じ部屋で体育の時間に際して着替えをしているということを聞いて驚きました。小学校の低学年ならさしたる問題はないと思いますが、思春期に差しかかる年代、やはり差し障りがあるのではないかと。異性の前で着替える、そういうことに抵抗感を感じて、登校時に体操着を着て登校し、その上に制服を着ての重ね着、そういったことがある、非常に多くあるということを聞いています。こういう状況、あまり好ましいとは言えませんので、どういうふうにか、どう対処しているのか、それを伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 小学校の高学年は、別室で着替えているのが6校、体育のある日は家から体操着で登校しているの着替えない学校が2校。中学校は、全ての学校で男女が同じ部屋で着替えています。制服の下に半袖シャツ、ハーフパンツの体操着を着用して登校しているため、体操のときには制服を脱げばそのまま体操着になれるという状況です。

年齢の発達段階で捉えると、別室での着替えが望ましいと考えられますが、更衣室が小さいこと、空き教室を利用すると教室から離れているため時間がかかること、別室の管理に教室の手がかかること、生徒自身が別室の着替えを特に要望していないことなどがあり、別室の着替えをさせないでいる状況があります。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 教育長の答弁にも非常に違和感を感じます。既に学校でもトイレは

男女別になっていますし、もう下着姿になるような場所で男女一緒の部屋でというのは、私にとっては、私がお立場だったら耐えられません。これはいろいろなお考えもあるでしょうが、先ほどから申しています国連の子どもの権利条約、子供たちの最善の利益ということを考えて見直していただけるようお願い申し上げます。

それから、次に、子供の権利について、学校の中でどうなっているかということを質問してまいりましたが、教職員に子どもの権利条約、それから日本国憲法の人権条約、こういったものをしっかりと学んで人権意識涵養を図ることが大事ではないかというふうに思います。この点については時間がないので答弁は不要ですが、あと、大人、教職員が自身の人権が守られてこそ、子供の人権が守られるのではないかと。

例えば、学校の教職員、労働基本権、これ一部制限されています。国の法律によって。そのほか、様々な面で本当にその教育基本法にある身分は尊重され、待遇の適正が記せられるべきであるということ、これが守られているかどうか。上意下達の学校運営、こういう方向へと少しずつ先ほど申しました教育基本法が変わって、そして学校の中にいろいろな理解性が教師の間で校長、副校長、あるいはそういった形で権限が変わってきている。そういう中で上意下達の方へと動いていっているのではないかというふうに思います。やはり教職員の権利が、人権が守られ、民主的な学校運営がなされてこそ、子供たちの人権、健全な子供たち育て上げることができるのではないかと。この点についての見解をお答え願います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 教職員の身分や労働基本権が守られていないから、教員の人権意識が低いのではとの御質問ですが、教員の働き方改革と研修の現状についてお話しします。

今年度より、教職員の働き方改革がガイドラインから指針になり、月45時間、年間360時間の時間外勤務となりました。先生方の退勤時間は4時30分です。が、子供たちを下校で送って行って学校に戻ってくると、もう4時30分になっています。そこからテストの採点や明日の授業の準備、学校で問題の起こった子供や、いじめや不登校の保護者の対応などをすると、6時過ぎまで学校にいることとなります。中学校は、この時期は部活動が終わるのが5時半ですので、日常的に退勤時間を過ぎている状況です。さらに、この時期は時間外に運動会や体育祭と様々な準備の話し合いが行われています。

そのような中で、今年から新しく学習指導要領がスタートし、教え方も大きく変わりました。教科書の内容を教える授業から、全ての教科や行事を通して3つの力を育てるといった考え方に変わりました。通知票も大きく変わり、評価の仕方も変わりました。小学校には外国語が入りました。ICTも授業に活用していくようになりました。また、市内小中学校の特別支援学級が、5年前と比べて33学級から56学級に増えている現状を見ても、こうした子供の人権

に配慮した研修も必要になっています。

しかし、先生方には研修の終了が義務となる一方、子供のためであればどんな長い時間もよしという働き方は、教員という職の使命感から生まれているものであっても、その中で教員が疲弊していくのであれば、それは子供のためにはならないのではないかとといった考え方から、働き方改革が進められています。そういった中で、教育委員会としましては、先生方を学校から出張という形で呼び出して研修する機会は20回以上削減しました。各学校の実態に合わせて行ってもらう研修にしました。そのような中で唯一残している研修が、授業づくりの研修です。授業は学校生活の大半を占めます。その授業の中で教師の行き過ぎた強い指導による問題、障害児の対応による問題、いじめの芽となる問題、人間関係づくりの問題、友達の意見を大切に聞く態度づくりの問題、自分たちで意見を練り上げていく新しいものを創っていく授業づくりの問題、また、ICT等の活用による問題、地域とつながる学びの問題などなど、たくさんあります。教育委員会としましては、一つ一つのテーマごとに先生方を呼び出して研修を行うのではなく、こちらから学校に出向いて実際の授業場面を職員と共に観察しながら、そこで起こっている事実を取り上げて解決していくようなOJTの研修を通して、子供たちの権利条約に基づく人権意識を先生や子供たちに高めていってほしいと思っています。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） あと、最後の質問です。

これまでの質問の中でも反映させていると思うんですが、子供たちの学習を保証し、成長に寄り添ってきめ細かな指導を行うために、やはり少人数学級はどうしても実現する必要がある、そういうふうに思います。コロナ禍の下で、感染症対策としてソーシャルディスタンスを取るためにも、直ちに30人学級、将来的には25人学級を国、県へ強く要請すべきというふうに思いますが、どうでしょうか。できれば市長のお考えをお伺いしたいです。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私たちの学生時代は約50人の時代で育て人間でございまして、その中には非常に教育のことでは行き届かなかったことも私は思います。ただ、どうなのでしょう。少なくなったから学業が伸びるとか、多かったら学業が伸びるといってもないし、ただ、やはり子供が少ないほうが、いろいろな目が子供に届くというのでは成長には一番いいのかなと私は思っております。ただ、教室、それから職員、学校の先生、非常に学校の先生が今、少なく、そしてそういう状況もありますので、まずこれからの教育を考えた場合、学校の先生の教員数とか、それから学校の教室の規模とか、いろいろあると思います。まずそういうものも検討しながら、やはり何が子供たちに一番ベストなのかということも、これから大きな教育の現場の一つの課題だと私は思っております。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） いろいろと多岐にわたる質問にお答えいただき、ありがとうございます。その質問の中で、若干要望も入れさせていただいていますが、その要望について、十分な検討をしていただくようお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（石原幸雄君） 以上で13番北島 登君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は13時5分といたします。

午前11時31分休憩

午後 1時15分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、13番北島 登君より発言の訂正を求められておりますので、これを許します。13番北島 登君。

○13番（北島 登君） 先ほどの一般質問の冒頭のほうにおいて、「後進国」という用語を用いました。この用語は差別的な意味合いを含むので、「発展途上国」というふうに訂正をお願いいたします。

○議長（石原幸雄君） 日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、21番遠藤憲子君。

[21番遠藤憲子君登壇]

○21番（遠藤憲子君） 日本共産党の遠藤憲子でございます。

通告順に従いまして、一般質問を行います。

今回は、新型コロナウイルス感染症におけます国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免について、そして避難所運営についてであります。

初めに、2020年度の国民健康保険税などの納付通知書が届き始めていると思います。新型コロナウイルス感染症の影響への経済対策として、昨年比べて収入が大きく減少が見込まれます被保険者に対しまして、国が減免規定を創設いたしました。申請減免条例を定めております市町村は、保険税や保険料を減額免除することができます。令和元年度、そして令和2年度分について、対象者の減免の状況として、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料についてお尋ねをいたします。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長飯野喜行君。

○保健福祉部次長（飯野喜行君） お答えいたします。

当該減免は、世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響によりまして死亡または重篤な傷病を負った場合や、生計維持者の事業収入等が前年に比べ30%以上減少する

などの見込みとなる場合の国民健康保険税あるいは介護保険料、または後期高齢者医療保険料に適用されるもので、いずれも本年の2月から来年の3月までの間に納期があるものが対象となり、2月納期は令和元年度分、3月以降の納期は令和2年度分となります。

8月27日現在の申請状況ですが、国民健康保険税は24名の方から、令和元年度分13件、令和2年度分24件、合わせて37件の申請がありまして、承認件数が12件、不承認件数が3件、審査中が22件となっております。減免割合は、主たる生計維持者の前年の合計所得により異なりますが、承認した12件は全ての件数全額免除で、減免保険税額は110万9,700円となっております。3件の不承認は、1件は基準となる所得額の超過、2件は非自発的失業による国保税の軽減対象者であるため、減免対象外であります。

次に、介護保険料の減免は、4名の方から、令和元年度分が4件、令和2年度分が4件、合わせて8件の申請がございました。現在、1名、審査が終了しましたが、30%以上の減収を見込まず、現時点では不承認となっております。残り3名の6件につきましては、現在審査を進めている状況であります。

最後に、後期高齢者医療保険料の減免は、5名の方から、令和元年度分4件、令和2年度分5件、合わせて9件の申請があり、現在広域連合で審査中となっております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 今、次長の答弁の中で、不承認と見られることが報告をされました。その理由は何なのか、再度伺いたいと思います。

そしてまた、自発的失業者についても内容があったと思いますが、対象外としている理由です。そして、今回との関係ではどういうふうに関後対応されていくのかを伺います。

そして、今度は減免の期間が来年のたしか3月31日までとなっていると思います。この収入というのは見込額で申請をしていますので、例えば見込みと違っていた場合、戻さなければいけないのか、通達ではどのように示されているのかについて伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長飯野喜行君。

○保健福祉部次長（飯野喜行君） 不承認というところでもありますけれども、不承認となる主なケースにつきましては、収入ベースで見ますと、今年の見込みが前年に比べ30%以上の減少が見込まれるものの、必要経費などの控除によりまして前年の所得としてはゼロとなる場合には、国保税の所得割額がもう所得割額もかかっていないこととなりますので、この場合は減免の対象とはならないというところでもあります。それ以上の救済措置も現在のところございません。ただし、30%以上の収入減少見込みがないために減免が不承認となった場合におきましても、収入減少の見込みが20%以上であれば、1年間の支払い猶予の対象となるというところでもあります。

自発の対象外というところではありますが、こちらは退職等の自身の理由によりというところ
でなると思います。

また、事業収入の減少は、返済はというところになりますけれども、当該減免措置に関わる
国からの通知におきましては、あくまでも減免申請時点で収入見込みを尊重するというところ
が通達でも出ておりますので、特に見込額の減少がなかったという場合でも、減免額に対する
財政支援の対象とするというところもありますので、来年に本年度分の確定申告等、申告の状
況はよく確認をするところでもありますけれども、よほど瑕疵ある悪質なケースと認められない
限りにおきましては、市としましても返還請求をするところではございません。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 今の御答弁の中で、自発的失業者については今回の減免の対象では
ないということは、今、自発的失業者に対しましては、もう既にこの算定のときに30%で計
算をするというそのことがうたわれているために関係するのではないかと思います、その辺
をちょっともう一度確認をしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。保健福祉部次長飯野喜行君。

○保健福祉部次長（飯野喜行君） ただいま議員おっしゃるように、その時点で算定をしてと
いうところになります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 今回の国保税、介護保険料やそういうものの減免規定というものは、
今まで国がこういうような制度というのをやっておりませんでした。しかし、先ほど述べまし
たように、新型コロナウイルスの感染症の対策の経済対策、こういうことで大きく打ち出した
ということでは、この申請に値する人、その人たち誰一人取り残すことなく申請をしていただ
きたい。市の負担が多分これはないと思いますので、市民への周知方法ですね。それが大変重
要だと思います。厚労省の保険局国民健康保険課長、この通達では、今、コロナ禍でもありま
すけれども、申請者が窓口で直接来ていただかなくても済むように、できるだけ郵送やオンラ
イン申請で受付をし、必要に応じて事実確認をする方法、これも検討するように述べておりま
す。牛久市の場合は、周知方法や相談体制はどうだったのか、伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長飯野喜行君。

○保健福祉部次長（飯野喜行君） お答えいたします。

市民への周知方法につきましては、国民健康保険税については、8月11日の国民健康保険
税納税通知書発送時におきまして、また、後期高齢者医療保険料につきましては、7月10日
の被保険者証発送時に、減免に関する御案内を同封したところでもあります。また、7月1日号
の広報紙及びホームページに、それぞれの減免制度を掲載させていただきました。

相談体制は、医療年金課、高齢福祉課で、電話及び窓口にて相談を承っており、関係課同士で連携を図りながら対応しているところであります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 今回のこの減免規定ですね。私も牛久市のホームページ、国保のこの減免規定について、ホームページから取り出してみました。かなり国保についてはすごく丁寧に書いてあるわけですね。このコロナウイルスにより世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病に陥ったというようなことで、「はい、いいえ」、こういうらせんとか、そういうので書いてあって、そこにどうなのかということがはっきり分かる。こういうようなすごく丁寧な書き方をしているということは、これは大変評価できると特に思います。

介護保険料については、こういうような書き方じゃなかったもので、文字で書いてあるということでは、やはりこういうような市民にとって分かりやすい、こういうような申請の仕方というのは大変今後参考になるのではないかと思います。

先ほども述べましたように、国保の申請方法ですね。国保に加入しているこういうようなコロナに感染をして、そういうような被害を被った方、そういう方たちにやはり申請をして、それなりの減額免除をするというのが大変重要なことだと思います。国が今度、特別調整交付金ですか、それを全て交付をするということでは、やはり先ほど述べましたように、一人の該当者も漏らすことなく、みんなに周知ができるような方法、今、窓口とか、それからそういうような納付書と一緒にということはありませんけれども、再度そういうところでもう少し突っ込んだ相談体制というか、その方法については再度、もう少し詳しく伺いたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長飯野喜行君。

○保健福祉部次長（飯野喜行君） 今までに国保あるいは介護保険、後期高齢者合わせて窓口での相談70件前後受け付けておりまして、減免申請に関しましては、窓口のみならず郵送でも受け付けるようにしております。相談の主な内容ですが、コロナウイルス感染症の影響によりまして、給料あるいは営業収入が減少したり、雇い止めを受けた方などの切実な相談が多いところでもあります。こういった国保税あるいは保険料ともにコロナ禍によって負担となっている方に、この制度を一人でも多くの方に周知をさせていただいて、一人でも多くの方に税、保険料の負担感の解消に役立てていただきたいと思っております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 続いて、新型コロナウイルス感染症におけます避難所運営について質問をいたします。

今までの避難所運営が、自然災害と新型コロナウイルスの複合災害の点からも、大きく変わらざるを得ない状況ではないでしょうか。牛久市では、4月に牛久市避難所運営マニュアル、

これが改正されました。ホームページから取り出してみました。しかし、このマニュアルの中には、新型コロナウイルス感染症に関しての運営指針というか、そういうものが見つかりません。これからかもしれませんが、茨城県の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営指針について、いろいろ見てみたいと思います。

国の避難所管理運営マニュアルモデルもありますけれども、6月25日に下根の運動公園、武道場で、複合災害に対しての訓練が実施をされました。そのときに出されました問題点は何か。直近では、九州地方を襲いました10号台風の被害状況で、密を避けるとして当初の避難所の人数が大幅に減らされて、そこに人が押し寄せ、入り切れずに他の避難所に回ってもらった。また、親戚宅に避難をしていた90代の女性が、停電で電気が使えないためか、自家発電機が置かれた部屋で亡くなっていた。警察は一酸化炭素中毒を起こした可能性もあると見ていると報道されています。台風シーズンとなります。新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営の事前準備と災害発生時の対応に備えた対策が急がれております。牛久市の避難所の事前準備、そしてまた、災害時の対応についてお尋ねをしたいと思います。

避難所の運営には、男女双方からの視点に配慮する、このことの必要から女性の視点も大事と考えます。事前準備では、十分なスペースを確保するための避難所の確保、また、避難所のレイアウト等の検討、そして物資や資財等の準備、必要数の把握、新型コロナ感染者の濃厚接触者や発症の疑いのある人などへの避難検討、そして住民への周知、避難所を管理する職員等の安全確保などが考えられます。この点についてどうかを伺います。

続いて、災害発生時には、住民への周知、また、受付時の対応、そして避難所の運営、発熱者の対応などありますが、この点について伺います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 新型コロナウイルス等の感染症と自然災害の複合災害が発生した際に、多くの避難者が集まる避難所では、密集した空間での集団生活になります。新型コロナウイルス等の感染のリスクが高まることから、自宅の安全が確認できれば在宅避難や親類、友人宅などへの避難を最優先させ、避難所への避難者を減らすことが重要となります。そのためにも、在宅避難について広報紙やホームページに掲載し、周知を進めております。また、避難所における感染症対策のため、交付金を活用したパーティション、テント、非接触型体温計、消毒液などの備蓄を進めております。

そのほかにも、避難場所における3密を回避するため、収容人数を3分の1程度とし、体調に異常がある避難者の生活スペースを分け、避難者同士の距離を2メートル以上離し、間仕切りなどを使用し飛沫感染を防ぐなど、避難所における新型コロナウイルス等の感染拡大の防止に努めてまいります。

また、避難場所を学校体育館のみではなく、教室の活用を検討するほか、市内で宿泊施設を運営する2社との協定を締結しており、より多くの避難場所を確保できるよう、事前の準備を進めています。

そのほか、実災害時の避難所運営においては、女性の視点も最も重要であると考え、第2次避難所ごとに実施している訓練においても、避難所運営の中心となる運営委員の構成メンバーに可能な限り女性にも参加していただき、女性の視点を加えるよう推進してまいります。

また、過日、阿見町の町長とさまざまな災害時の話をしたとき、場所によっては、もう阿見町在住なんですけれども、牛久の避難所に近い場所があります。そういう場所においても、その方が町名は違って、やはり近くのそういう場所のほうが効率的であるし安全であるということで、そういう場所に限って今から牛久に隣接する阿見町、そして土浦、つくば、龍ヶ崎など場所を考慮したもので、そういう災害協定により他市町村であっても牛久に、また、こちら牛久の市民も何かあったときはその隣接する市町村に避難できるように、そういう広域的な取組をしないかという話をいたしました。実際、つつじが丘団地だと思ったんですけども、隣の団地とともに、あそこは牛久二小ですから、すぐつくば市でございます。そのつつじが丘の行政区は隣のつくばの団地と独自にいろいろな協定を結んでいるような実態もございます。それを災害時に対してお互い協力し合えるそういう協力体制もつくっていかねばならないと考えています。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 今、市長のほうから御答弁いただきました。

確かに今までの避難所の運営とは明らかに違うようなことを考えなきゃならない。これが本当に大変な状況だというのは重々いろいろな報道、そして今、まさに起きていることなどからも判断できるところであります。通常時については、今の牛久が掲げております避難所の運営マニュアル、これでも対応できるかもしれません。しかし、また、体調の不良な方、そしてまた、要配慮者の方、そういう方には、例えば指定避難所となっています小学校、中学校やそういう体育館では対応取れないということは、やはり福祉の避難所というのが必要となってまいります。牛久の福祉の避難所については、この運営マニュアルのほうに書いてありますので、重々それは承知をしておりますが、例えば感染が小さい場合、小さいというか、少ない場合、そういうときには、多くの場合は学校施設、体育館をこの避難所としているものなので、そういう場合ですね、感染症がそんなに広がっていない場合、学校が再開をしているようなときには、やはり対応も変わってくると思います。

それからまた、感染が拡大をしている。こういうようなときにも、対応がどんどん変わってくると思いますので、そのとき、そのときに応じた対応というのが大変重要となるのではない

かと思いますが、その辺について、今、コロナの避難所の運営のものについて、どこまで皆さんと詰めているのか、その辺伺いたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 牛久には防災士の方、それから消防団、そして市の職員の防災課が担当しながら、地区の担当を割り振っている職員もございます。ただ、今、こういう状態なので、一緒になったそういう意見交換会、それから訓練等、まだ実施されていない状況です。ただ、時期を見てやはりこういう様々な団体の協力を得ながら、早くにも防災訓練、そしてシミュレーション、そしてそういう災害時のいろいろなマニュアル等も確認したいなと思っております。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 6月に行われました運動公園におきましての課題ですね。そういうものについてはどういうふうに市のほうで把握をされているのか、伺います。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 6月25日に行いましたコロナの複合災害を想定した訓練の際に、例えば受付をする段階において、一斉に市民の方が避難所に集中するという、そういうのも想定されます。そこで、どのような形でその受付をスムーズに行うか、そこら辺を一つの課題としてこの前の訓練で課題として挙げられました。それともう1点は、避難された際、体育館、第2次避難場所は体育館でありますけれども、体育館の中に入っただいて過ぎていただいで、その間に急激に体調が変化するとか、そういうところが間隔開けたり、パーティション等を作ったりすると、外から見えにくい環境になりますので、保健師とか従事職員が常に声かけとか確認をできるような方向に持っていくということも課題の一つだと挙げられました。そういうことを含めまして、今後、そのマニュアルのほうに反映していきたいと思っております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） もう一つ、今考えているのは、もう既に自宅において避難する場合、その家族のいろいろな構成をカードをすぐ出せば、そして受付しなくても済むようなことも考えて、そしていろいろな疾患がある場合においても、誰々、母親はこういう疾患があります、こういうことがありますという話を書いておけば、それに合わせた対応もできますから、そういう受付の速やかなものができるか、そういうときはやはり自宅でもそういう記入したカードをすぐ提出すると、すぐ困難なく密にならない状態にできるのではないかという、そういう方法もあるというようなことで、今作業を進めています。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 様々ないろいろな方法が今、考えられているということが分かりま

した。避難所ですね。牛久の避難運営マニュアルでは、避難所運営委員会というそういう任務がありまして、会長、副会長、そしてそれぞれの衛生班とか救護班、そういうところがそれぞれの役割を果たすというふうになっているわけなんですけれどもね。実際、こういうふうなシステムをつくったとしても、中心になるのは、住民が主体ですよということで牛久市の避難所マニュアルは書いてありますね。それから、避難所は住民の自治による開設・運営を目指すというふうになっているんですけれども、今、この住民主体と言いつつ、この行政区の問題を取り上げるつもりはなかったんですが、行政区自体のその関わりですね。それが大変非常に高齢化ということもあって、そういうことが大変今難しくなっている。となると、今度はやはり市の職員の方たちにかかなりの負担が行くのではないかとというふうに想像されます。

市長もちょっと懸念をされておりました市の職員の人数ですね。それが常勤職員についてはかなり以前より減っているというところでは、個々の職員の負担を軽減するためにも、それなりのやはり配慮を必要な方たち、それからまた、それを運営するに当たっての人員ですね。そういうのが大変重要になってくるのではないかと思います、その辺について、これからだと思えますけれども、その辺の考えを伺いたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） やはり災害時のそういう避難所のリーダーというのは、地元の人です。あくまでも職員はそのサポートする側でございまして、やはりいろいろな特段の命令系統とかいろいろございます。そうすると、やはり職員ではちょっと向いていない部分もございます。やはり地元の区長さん、そして地元の多くの消防団、そしてそういう方がやはり地域のリーダーになっていただかないと、避難所の運営はうまくいかない。その辺もしっかりと地域ごとの、地区ごとのそういう災害のつくったあれには、しっかりとそのような話をしながら、そして地元の方がリードしていただく。そういう方が必要になるかなと。やはり災害時は絶対序列がないともうまとまりません。「これ、お願いします。これをやれ」というそういう強いきつい言葉になってしまいますけれども、そうしないと、そういう場所の管理というのはいできないのが現状でございます。「これしてください。そうしましょうね」じゃ、その避難所の運営はできませんので、そのようなこと、リーダーをしっかりとつくるということもこれからの大きな作業になるかと思えます。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 今、市長のほうからも、地元の方がリーダーにならなければ、こういう避難所の運営というのはいかぬんだというふうに御答弁ありました。確かに地元の方がそういう状況などをよく踏まえていらっしゃる。状況を分かってというのが地元の方だと思います。しかし、こういうように今、コロナとの関連が取りざたされているときに、避難所

の運営について日々報道などでも出ています。まずはコロナの感染を少なくとも抑える。そういうようなことでの対応というのが大変難しくなっているというふうに感じています。

これは茨城県の避難所運営というので、5月19日版に出ているこのホームページから取り出したものです。避難所での3つの密を避ける。そして、そういう感染症対策に関わる通知、取組について配慮してほしいという内容がずっと書いてあります。避難のフローなども例として出ています。生活困難な被害が自宅に生じたか。発熱とかせき等の症状があるか。そういう場合はどうするかというようなことが絵柄で順次表示をされています。大変こういうものが分かりやすいというので、こういうようなことを今後市民に周知をする。それというのも大事じゃないかと思います。

とにかく、牛久の避難マニュアルにもありますように、最低こういうような避難をするような事態が起きたときには、まず3日間、地域で助け合うということが重要だ、それからまた、行政は体制が整い次第に支援に入るということで、そういうことを住民自身が、そして市民自身がこういうことをやはりしっかりと学んで、いろいろな訓練等に参加をする。そういうことが非常に大事だと思います。

そして、2番目ですね。ちょっと見直しを含めて今後の考え方というふうにお尋ねをしたいと思います。

この見直しというのは、防災計画のことを言います。災害時には、今までの現在起きていた課題が一举に現れてまいります。災害が起きたときに、男性や女性では受ける影響に違いが出てまいります。また、今、大きな問題になっています外国人の方、そしてまた、LGBT、性的少数者とちょっと名乗りますが、の方など、多様な人々にも配慮をした避難所の運営や避難生活、この支援を様々な観点から考えなくてはならないと思います。市民の生命・財産を守る。この自治体の役割が一層市に求められています。市民の感染リスクを可能な限り低くするためにも、避難所の運営指針、この策定について市の考えを伺います。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 防災計画の見直しにつきましては、今年度に新型コロナウイルス等感染症を考慮した計画の改定を予定しております。そのほか避難所運営マニュアルにおいて「新型コロナウイルス感染症対策編」を6月に策定し、感染症対策に努めております。

今後は、実災害時における避難場所での感染防止策を講じるほか、複合災害時に想定される事案についての対策を関係各課及び牛久市防災会議等で協議してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 今年度に計画の見直しをということなのですが、今回新型コロナウイルス、こういう私も経験したことのない、こういうような災害に見舞われておりますけれ

ども、そういう今までの考えが新たにしなければ対応が取れないというのが現在の状況ではないかと思います。ふだん会うことができた方にもなかなか会えない。そしてまた、連絡も取ること、訪問することが大変厳しく難しくなっている中で、日々の生活、そういう中でも多くの方々が連絡を取りながら生活をしているという実態であります。

避難所というのは、日々の生活の延長ではないと思います。多くの方々がこういうような避難をするという経験がない中で今避難所の運営という中では、どうしても文字だけの話になってしまうかもしれません。避難所運営のやはり大きなポイントとなるのが、やはり今、市長のほうからもありましたけれども、受付時のそういうような健康状態、そういうような問題、さらにはこの十分な避難所のスペース、現在では先ほど御答弁いただいたと思いますけれども、通路を空けて3メートルぐらいでしたかな、そういうような問題、それと健康とか衛生管理、そういうのを徹底をするようなこと、せきエチケットの励行や定期的な施設の消毒、そして避難者間の接触や交流、面会を制限する。さらには、保健所との緊密な連携なども必要になってくるのではないかと思います。このようなことも含めて避難所の運営に役立てていただきたい。このようなことをマニュアルの中にぜひ検討していただきたいと思いますが、その辺はどうでしょうか、伺います。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） マニュアルのほうには、先ほどお答えしましたように、6月の訓練で出ました課題とかそういうのも盛り込んで、一つ一つその市民に分かりやすいようにマニュアル改定を実施しまして、公表したいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 今回は新型コロナウイルスに関しまして、市民の負担軽減、そしてまた、避難所の運営の問題について質問をいたしました。

まだまだ足りないことはたくさんあります。しかし、少なくとも今起きています新型コロナウイルスの感染リスクから市民の命、そしてまた財産を守っていく。そういうようなことがやはり市に求められております。そういうことも踏まえまして、今後もしこういうような問題に取り上げていきたいと思っております。以上で質問を終わります。

○議長（石原幸雄君） 以上で21番遠藤憲子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は13時55分といたします。

午後1時43分休憩

午後1時56分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、2番利根川英雄君。

〔2番利根川英雄君登壇〕

○2番（利根川英雄君） 日本共産党の利根川英雄です。

通告順に従って質問をします。

今回のこの問題に対し、同僚議員が各種質問をしてきました。多くの市民の関心事であり、活性化・復活を望んでいることの表れだと思います。活性化・復活を前提に質問をいたします。

牛久シャトーとエスカード牛久ビル、合わせて10億円を超える税金が投入されてきました。牛久シャトーはこれまで約1億2,000万円、今年度になってから5か月とちょっとたちました。これまでの答弁では、いろいろな計画が羅列をされましたが、今年度何をどこまでやるのか、はっきりしておりません。自治体はもちろんのこと、企業であっても年次計画を立て、予算編成をし、運営しなければならないと思います。ところが、牛久シャトー株式会社の年次計画もそれに伴う予算案も、なぜか議会に報告されておりません。当然これらの案はあると思います。それを提示していただきたい。また、それに基づく進行状況とこれまでの実績についてお尋ねをいたします。

予算がなければ決算もできない。いろいろな計画は述べられましたが、年次計画、予算がないものは絵に描いた餅と言わざるを得ません。年次計画、予算についてお尋ねをいたします。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 事業開始初年度となります今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、非常に厳しい経営状況にございますが、牛久シャトー株式会社が設立時に説明をしました事業計画のとおり取り組んでまいります。

また、事業報告につきましては、決算書を提出して経営状況のほうを報告してまいります。

具体的な数値と申しましても、議会のほうに示したもののの中では、当初年度、令和2年度におきましては、売上げが2億3,624万円、これに対して全体の経費を除きますと赤字のほうで9,900万円ほどになるというのが初年度の計画の中でございました。また、初年度の中では、店舗ですね。まず、レストラン、旧「キャノン」、これとバーベキューガーデン、そして売店、この3つを直営として再開していくと。これが4月からという予定でしたが、現実には6月20日からということになりましたし、また、その中でも再開ができたのは旧キャノンであるレストラン、また、売店のほうであると。バーベキューガーデンの……

○議長（石原幸雄君） 答弁の途中ですが、暫時休憩をいたします。

午後2時00分休憩

午後2時01分開議

○議長（石原幸雄君） 再開いたします。

○経営企画部長（吉田将巳君） バーベキューガーデンのほうに関しましては、いまだ再開のほうができていないというのが現状でございます。ただ、年次計画の中では再開をしていくことになっておりますので、年度内、つまり4月から3月を1期としておりますので、この期間内に再開を目指して今やっているというところでございます。

また、併せて、それ以外のレストランと、あと旧パン工房ですかね。そちらに関して、テナントの誘致というものを図っているところではございますけれども、こちらに関してもまだテナントは決定していないというのが現状でございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 着座のまま、暫時休憩をいたします。

午後2時01分休憩

午後2時02分開議

○議長（石原幸雄君） 再開いたします。

利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 予算というのは新年度が始まる前に提案するものですよね。コロナが云々なんて言い訳は通用しないですよ。何で新しい会社の、牛久シャトー株式会社の予算案が前年度内に、3月までに出せなかったのか。その理由を聞きます。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） ただいまの収支計画に関しましては、議会の全員協議会の中で御説明したというふうに記憶しております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） そんな言い訳が通用しますか。人件費はかかる、維持費はかかる。そして、今、9,000万円ぐらいの赤字になるという。そういう言葉だけ説明したからって、それは予算案にならないでしょう。ちゃんと文書で提出しないと。それをなぜやらなかったのか、聞いているんです。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。

暫時休憩をいたします。

午後2時03分休憩

午後2時04分開議

○議長（石原幸雄君） 再開いたします。

経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） このような事業計画書のほうを提出しているというふうに記憶しております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） そのようなものという形で言いますけれども、それは年次計画ではないでしょう。ね。令和2年度にやる計画をそれに書いたんですか。それに対する予算を書いたんですか。それを提出したんですか。予算がちゃんとした予算書もないのが、決算なんかできるわけじゃないですよ。この点についても再度お尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） こちらは、営業収支計画というのが入っておりますので、これが3年分になりまして、令和2年度の初年度から3年間分が記載されております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） では、その予算に基づいた年次計画というのも出ておりますか。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） これが、収支計画が3年間の年次計画というふうに捉えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） 3か年の計画は、当初予算にはならないですよ、それは。もう初めから赤字の分かっているというような計画の中でいろいろやっているということ、当然令和2年度の予算案として議会にそれだけを提出するのが当然じゃないですか。それによって、その年次計画というものが出てくると。その牛久シャトー株式会社というのはそういう予算、決算の運営方法をやるということですか、これから。お尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） あくまで議会への報告というのは、2分の1以上の出資をしている第三セクターに関して、地方自治法に基づいての決算の報告義務があるというふうに捉えておりますので、これは牛久グリーンファームも当然同じような形でやっているし、牛久シャトー株式会社についても同じであるというふうに捉えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） では、今年度の運営費用、そしてまた、人件費、それらもろもろの費用を予算として議会のほうに提示をしてもらいたい。それがないと、決算のときに何をやっていいかわからないということなので、これをお願いしたいと思います。

それでは、次に、牛久シャトー株式会社の運営に関わる職員、役員の数と人件費についてお尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 現在は、パートタイマーも含め23名の職員のほうが勤務しております。人件費につきましては、月額約550万円となっております。内訳といたしましては、レストランが9名、ショップが8名、ブドウ栽培のほうが4名、事務所2名の合計23名となっております。今後は、ワイン醸造再開等を見据え、ワイン醸造やレストランに関する職員のほうを、4名から6名程度増員する予定となっております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 社長と取締役等の給与は幾らですか。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。

着座のまま、暫時休憩をいたします。

午後2時08分休憩

午後2時09分開議

○議長（石原幸雄君） 再開いたします。

経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） そちらに関しては、非公開ということになっております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 非公開ということで、赤字だ、予算も明確に出ていない。給与なんか非公開だ。こんな会社、ありますか。牛久市は約100%近い出資しているところですよ。議会でなぜそういうことが答弁できないの。例えば、社長は市役所の部長級の給与か、それとも取締役は課長級の給与か、このくらいぐらいは言えるじゃないですか。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 社長の給与に関しましては、給与、報酬ですかね。こちらに関しましては、市役所の部長級のものを採用しているというふうになっております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。答弁漏れですね。答弁漏れです。経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 代表取締役の社長に関しましては、報酬という形を取っておるんですけども、他の役員に関しましては、給与という形を取っておりますので、ここに関しては非公開であるということです。以上です。

○議長（石原幸雄君） 再度答弁を求めます。経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 社長は報酬ということで、ただいま申し上げたように部長級ということで聞いておりますけれども、他の取締役に関しましては、給与という形を取っていて、これに関してはこちらのほうでは把握していないということです。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 取締役の給料を把握していないんですか。牛久市が100%近い出資出しているんです。その職員の給与分らないって、どういうことですか。もう一度お尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） ただいまの答弁ではちょっと掌握していないということで答弁してしまいましたけれども、それについては公開ができないということでございます。訂正します。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 先ほどの職員の給与については23名で年間550万円というように言い方をされていて、取締役のほうは言えないということ、これはどういうことか理解できないんですけれども。

○議長（石原幸雄君） 着座のまま、暫時休憩をいたします。

午後2時10分休憩

午後2時11分開議

○議長（石原幸雄君） 再開いたします。

経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） ただいま答弁申し上げました人件費、月額550万円、これの中に全てが入っております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 月額550万円、この中に入っているということですね。なぜこんな細かいことを聞くかという、先ほど言った予算案と年次計画の問題なんです。こういったことでもちゃんと提示できないで、予算というものをどうやって組むことができるんですか。例えば社長、部長クラスだと800万円を超えるわけですよね、年収。実際には月額550万円で、約これ6,000万円を超えるわけですよね。分かりました。

では、その牛久シャトーの経営を安定化させる責任というのは、誰が持っているんですか。お尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 第三セクター等の経営というのは、本来地方自治体から独立した事業主体として、自らの判断と責任に基づいて遂行するというございますので、当然牛久シャトーに関しましては、牛久シャトーの社長が責任を負うということになると思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） これまで明確な予算案、そしてまた年次計画、これはあるということですから、ではこれが実現できない場合の責任は誰が取るのか。当然、社長及び役員の実任だと、先ほどの答弁だとそういうことになりますね。また、任命権者、これは市長が任命したようですが、これらの責任の問題について、この年次計画、そしてまた予算について実現できない場合、この責任問題、誰が取るのか、お尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 牛久市はあくまで出資者ということで株主という立場ですので、出資者の立場として経営というものに関しての責任ということをお問うるものではないというふうにご捉えております。あくまでその第三セクターの経営に関しての責任、それに関してはその三セクの社長が責任を負うものであるというふうにご捉えておりますし、任命責任ということは、それは株主総会の中で選任されたものでございますので、株主としての責任での今の経営状態が赤字であるとかそういうことに対しての責任というものは発生していないというふうにご捉えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） ここでやはりはっきりさせたいのは、当然赤字だというのは、私ら議会でも誰でも知っています。それを1年、2年で黒字になるというふうにはなかなか難しいというふうにご思います。市のほうとして、株式会社牛久シャトーのほうに対して、何年で黒字ですか、安定化できるかということの提示はされているのでしょうか。その点についてお尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 先ほど申し上げました営業収支計画の中では、最初の令和2年度におきましては、9,900万円ほどの赤字、次の年の令和3年度においては3,200万円ほどの赤字ではあるけれども、令和4年度、3年目においては約500万円の黒字化に持っていくというような現時点での、現時点というよりは、牛久シャトー株式会社の発足時の計画の中ではそのように書いてあります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） これは牛久シャトー株式会社の社長も認識をしているわけですね。今、コロナの問題でなかなか十分できないというのは分かります。しかし、それに近づくだけのものがこの3年間でできるかどうかです。この点について、市のほうとしてそれなりの計画、そしてまた、牛久シャトー株式会社に対してのそれらの問題点の提起なんかはしているかどうか、お尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 今回の議会の柳井議員の御質問の中でも御答弁させていただきましたけれども、牛久シャトーとの連絡調整というのは密に行っていますし、その中で現況の問題、あるいは今、牛久シャトーが実際に営業を開始した中で顕在化してきた問題というものをつまえて、それをではどのように解決していくのかということに関しましては、市も協力しながらやっているとございます。実際に市としてもできることというものは限られているところではございますけれども、茨城県と協力したり、あるいはせんだって認定を受けました日本遺産、そういったことを一つの糧にして、今後、そのことでの経営の黒字化といいますか、経営が良好にいくように持っていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 今、答弁の中で、はっきりしない問題が多々ありました。そこで、議会への社長及び役員を参考人並びに説明員として出席させるべきではないかと。例えば、改選前、産業建設常任委員会で閉会中の事務調査、エスカード問題を調査しました。出てくる資料は黒塗り、答弁も不十分、結果も答弁も内容と異なることも多々ありました。牛久都市開発株式会社の社長は市長、役員には副市長や関係部長が出席していたにもかかわらず、そのような状況でありました。

牛久シャトー株式会社の経営には、市の職員は参加していないのではないのでしょうか。監査委員として副市長が出ているようですが、そのほか参加している職員がいれば誰か、答えていただきたいと思います。経営にも参加していない市の執行部からの答弁では、絵空事としか受け取ることができません。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） ただいまの議員の御質問にあったとおり、監査委員として副市長が入っておりますけれども、それ以外で一般の職員として牛久シャトー株式会社のほうに例えば出向しているとか、あるいは経営に参加しているという人間はおりません。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 牛久シャトー株式会社の社長及び役員を議会に出席させるべきだ

というふうに思いますが、その点についてどうですか。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） これまでも令和2年2月18日開催の市議会議員全員協議会及び令和2年3月11日開催の令和2年第1回牛久市議会定例会の予算特別委員会において、牛久シャトー株式会社の川口社長に出席していただいておりますので、今後も御要望があれば議会へ出席していただくことも可能であるとともに、内容に応じた出席も適宜依頼してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 何を言いたいかというと、先ほども例を申し上げました。エスカードの閉会中の事務調査ですね。執行部からの答弁では十分納得できないという点が多々あるわけですよ。経営に直接参加している社長に出席して、議会ですよ、本会議ですよ。常任委員会とか全員協議会じゃないんですよ。ちゃんと議事録、永久保存の議事録に残る形で議会に出て、そして答弁をしてもらいたいということですから、議会からの要望があればということですが、もう一度確認をしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） その点についてはちょっと法的なこともありますので、それを調べてから後で提示したいと思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 牛久市では100%近い出資している第三セクターの社長ですよ。それは法的な問題じゃなくて、それは十分検討していただいて、こちらのほうとしては何度も要求をしていきたいと思います。

次に、市の出資している会社に対する特別会計を設置することはできないかという問題であります。

第三セクターであっても、何らかの形で設置できるのではないかと思います。例えば、国民健康保険、公共下水道のような独立採算で行われている会計、予算・決算をはっきりさせ、議会の議決をする必要があるというふうに私どもは考えております。この点についてお尋ねしたいと思います。

例えば、牛久市が出資しているところ、先ほど言いました牛久都市開発株式会社、グリーンファームなどもそうであります。これらを含めてでも結構ですから、特別会計という形で設置することはできないかどうか、お尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 地方自治法上、特別会計は、「普通地方公共団体が特別の事

業を行う場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要のある場合に設置することができる」とされております。

これと現在の牛久シャトーを照らし合わせて考えますと、牛久シャトーの管理運営につきましては、その主体を牛久市ではなく、第三セクターの牛久シャトー株式会社としており、牛久シャトーの管理運営において、牛久市が特別会計を設置する必要性はないものと認識しております。

また、重要文化財の管理面におきましても、修復の必要性が生じた場合につきましては、文化庁において、所有者または管理団体を対象に「国宝重要文化財等保存整備費補助金」が制度として設けられておりまして、この補助金につきましては、これまで牛久市でも活用をしており、自治体の一般会計での経理によるものであります。

こうしたことから、現時点で直ちに特別会計を設置する必要はないものと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） 全般的になぜこういうことを言うのかということ、先ほどから言っていますように、予算案も年次計画もはっきりしない中で、そしてまた、明確なその経営者の議会での答弁なんかも保証されていない中で、ではどうしていくかといったら、やはり我々として考えるのは特別会計が一番いいのではないかというふうには思います。

先日の答弁の中で、国からの補助金、文化庁や何かの補助金なんか、国からの補助金をもらうようなことの答弁もありましたよね。そういった関係でいけば、私は十分可能ではないかと思います。私どものほうとしても、もう少し具体的にこれは調査をしていきたいと思っておりますので、市のほうとしてもぜひこの点について検討していただきたいと思っております。

それと、この運営のこれまでの6か月間の運営等を見て、これまでの来客数、牛久シャトーに対する来客数はどの程度だったか。そしてまた、訪れた人に対しての意見・要望は聞いているかどうか、お尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） これまで牛久シャトーの場合、観覧者数につきましては、観光客動態調査の入込み客数としての調査、把握をしており、その実績につきましては平成22年度の41万6,000人をピークとし、オエノンホールディングスが営業を行っていた最終年度、平成30年度は29万人でありました。昨年度はオエノンホールディングスの飲食・一般事業からの撤退の影響を受け、入込み客数は大きく減少しておりまして、1万2,000人となっております。営業再開後につきましては、現状ではレジの通過件数の把握にとどまっております。1日または1か月何名の来場者かというところまでの数値は把握ができておりま

せん。今後につきましては、これまで同様に観光客動態調査を継続し、ここからの推移を把握するとともに、さらに日本遺産の認定に伴う国庫補助金等を活用して、来場者の実態調査の実施につきましても検討してまいりたいと考えております。

また、来場者からの御意見につきましては、現在も電話やメール、対面により様々な意見が寄せられておりますけれども、柳井議員の御質問のときにも答弁申し上げましたけれども、今後、来場者によるアンケートや意見箱のような新たな意見聴取の仕組みに関しましても検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） はっきり言うと、4月から8月いっぱいまでの来客数というのは調査していないという、新しい事業が始まって、それで来客数が分からない。コロナの影響があるのかなんとかとか、言い訳にしかすぎないですよ。赤字がもう、初年度から赤字というものはっきり分かっているわけですから、どのくらいの人が来てどういう意見があるのかということ、これをやはり赤字であっても正確に把握する必要があるんじゃないですか。この点について再度お尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 内容と計画とを立てる上での根拠のある数字というのは必要であると、それは明白であります。ですので、今後はそういったものに関しても、牛久シャトー株式会社のほうと話し合っ、数字のほうを把握していくようなことができるかどうか、それも含めて検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） やはり執行部のほうの答弁というのでははっきりしないわけですよ。やはり経営に精通し、そしてその経営に責任を持っている人に来ていただかないと、このような問題に対しても十分な回答、また、方針が出ないんじゃないですか。予算もはっきりしない、年次計画もはっきりしない。また、来客数も調べていない。このような中で人件費だけは明確に出てくるなんていう話、私はちょっと信じられないですよ。その点についてはぜひ今後の計画として明確にしていってほしいと思います。

そして、活性化の一つの問題としては、これまでの経験の中でイベント、一つは2012年に「日野皓正クインテットライブ」が行われました。前売り券はあっという間に売り切れましたね。プロのイベントではなくても、例えば市内の保育園や幼稚園、小中学校、高校などの演奏会などのイベントも考えられるのではないかと。これは市内の人たちが結構訪れる可能性もあるわけです。これは一つの例であって、これをやれということではないです。このようなイベントも、あそこに仮設の舞台を立てた時期もあったと思うんですが、そういった方向を当然考

えていくべきだと思うんですが、その点について今後の計画の中で、今、コロナの問題ですぐにというのは無理なのは分かります。今後の問題の中でその点についてお尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 今、こういうコロナの中でのイベントでございますが、はっきり言ってできないこともいっぱいございます。ただ、私たちが様々な計画していることの一端をこちらに今からお知らせしていきます。

今までは、桜まつり、ワインまつり、そしていろいろなことが予定されていましたが、全てできませんでした。そして今、新しくキャンプというものを、この東京に一番近い日本遺産にどうかという話もしております。そして、甲州市との連携を始めました。そして、イベントの検討を始めて人事交流を行っています。また、茨城県には、水戸、笠間、そして牛久の3市の日本遺産認定の自治体がございます。今、その首長と話をしまして、3市共通のふるさと寄附もしくはお土産、例えば牛久ならワイン、水戸ならドライ納豆、そして笠間焼のそういうお酒をたしなむそういう器を作って、そういうセットにしてこれからどうかということは今、この議会が終わりましたら、私と高橋市長、山口市長とお会いして、具体的な話を進めてまいります。

また、観光動画の制作においても、茨城県の協力をいただきながら、それぞれ進めてまいります。茨城県で言えば、荒磯親方、そして能の有名な山中一馬さんなどおりながら、様々な日本の文化、そしてスポーツを入れたそういうもののイベントの企画を今しながらやっております。

ただ、人を呼ぶことができない現状、呼べなくてもできるものを今やろうとしてございます。ただ、それには人を呼べないことには経済活動が進みません。一番問題なのは、イベントにしても経済的活動ができない。これは大きな狭間でございます。そこをどのようにクリアしていくかということが非常に難しゅうございますけれども、牛久シャトー株式会社からこのコロナ禍が終息した後は、収支面、集客面も踏まえ、効果的なイベントの開催に意欲を示してございます。

今、農芸学院でブドウを来年から本格的に作りますけれども、ブドウの再生に5年かかります。ですから、そのブドウを作っても、収穫してその収入を得るのが5年先になってしまう。また、今回のレガームについても、普通だと2,000本近くの収穫の見込みがあるんですが、今回はちょっと天候とかいろいろございまして、500本程度しかできない。そういうリスクもあるのが、やはりこういうブドウ、いろいろなそういうブドウ栽培とか、そういうものがございます。また、今、オエノン株式会社と様々な最終的な話をしたんですが、ただ、民間の会社でございまして、今まで同意していたことがひょろっと覆して、もう一回あそこを見直そう

という話もされます。そういうことをしながら今やっている状況でございます。けれども、やはりそこはお互いに紳士的な「こうなったよね」という話をしながら、そしてお互いにまたそういうものの探り合いを、落ち合うところを見ながら、そしてこれからのシャトーの運営に当たっているところでございます。

ですから、非常に計画、そして予算面にもつきづらい状況でございます。これが早く計画的な年次計画、そして予算もしっかりできるようなこと、コロナばかりあれをするつもりではございませんが、しっかりとそうなったときにどのような経営体制になるか、これは我々が全然未知の数字でございます。牛久シャトーばかりじゃなくて、大きな会社でいってもそうございます。皆さんも大変苦勞している中、私たちもこれを何とか乗り切ることが最優先な事項と考えて取り組んでまいります。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 今後の問題として、予算・決算を明確に議会のほうに提出していただきたいと。日本遺産や世界遺産の入場者数も減少傾向にあります。世界遺産に登録された群馬県の富岡製糸場は、約5年半で半数にも満たない入場者です。眺めるだけでは面白みが少ないとの意見も出ております。文化財維持にはお金も人も必要。現状では、牛久市民は何度も行かないというふう聞いております。元公益社団法人日本観光振興協会常務理事・総合調査研究所長の丁野 朗氏の言葉で、「地域住民にとって、どんな優れた景観や特異な資質も、日々見慣れた風景の一つであり、往々にして無頓着である。だから、『うちの地域には何もない』と言ってしまいがちでもある。地域の物語づくりはこうした地元の資源に対する自覚や誇りを呼び覚ます重要な作業である」と述べております。予算と年次計画を決め、知恵と工夫を凝らし、一步一步前に進めることを期待したいと思います。

そしてまた、市長が今述べられました、自治体が積極的に宣伝をしていくべきというふうにも考えるところであります。ある調査によると、財政力指数が1に近い自治体ほど、このような観光事業の宣伝を十分にできるというような調査報告も出ているようであります。ただ、牛久市は前年度0.87ですか。十分とは言えないとは思いますが、ただ、世界遺産、日本遺産になっているところでは、0.2、0.1とかというところも積極的な宣伝が行われているところもあるようであります。ぜひ、いろいろ申しましたが、我々も税金を使ってこれだけの大きな事業をやったわけですから、ですからシャトーの活性化・復活を共に進めていきたいと考えております。

次に、エスカードビルの活性化、この問題はこれまで何度も質問をしてきました。牛久駅周辺の活性化には、エスカードビルへの集客数を増やすことが課題の一つと考えております。そのためには、フロアを埋めれば済むという問題ではありません。これまで市は9億円を超える

税金を投入してきました。これを無駄にはしてはならないと思います。これまでの経緯、来客数と今後の方針、そしてまた、図書館や美術ギャラリーなどの問題についてどうなっているのか、お尋ねをいたします。

あわせて、市民要望をどう捉え、来客数を含めて活性化についての考え方をお尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） エスカード牛久ビルの来客者数につきましては、来客者数をカウントする機器のほうを設置していないため把握はできておりませんが、新型コロナウイルス感染症の影響により、4月以降におきましては、前年度同期に比べて2割から3割の減となっております。エスカード牛久ビルへの来客者数の把握は、今後の対策を検討する上で重要なものと考えておりますので、入館者数を把握するための機器の設置等について、牛久都市開発株式会社と共に検討をしていきたいというふうに考えております。

続いて、市民要望に関しての御質問でございますけれども、エスカード牛久ビルに関します御意見につきましては、牛久都市開発株式会社に直接寄せられる意見、サービスカウンターに寄せられる意見、いばらき自慢に寄せられる意見、そして各店舗に寄せられる意見と、様々な内容の意見が寄せられております。

その件数等につきましては、把握はしておりませんが、各店舗に寄せられている意見というのは、商品の取扱い等に関するものが多く、また、各店舗に寄せられた意見のうち、エスカード牛久ビル全体に関わるものに関しましては、各店舗から牛久都市開発株式会社への連絡のほうになされております。

現在、意見箱のような、お客様の御意見や御要望を紙に記載し提出するものを設けているのは、1階にありますタイラヤだけとなっております、エスカード牛久ビル全体に対する御意見、御要望も、このタイラヤの意見箱に寄せられているものでございます。今後、エスカード牛久ビルの管理者として、牛久都市開発がビル全体に対する意見を聴取する意見箱等の設置等につきまして、協議してまいりたいと考えております。

最後に、来館者の数の増と活性化についての考え方ということでございましたけれども、エスカード牛久ビルにおいては、新たな人の流れ・にぎわいを創出することを目的とした公共施設の整備に向け、現在、実施設計業務のほうを進めているところでございます。

新たな公共施設には、随所に可動式の書架を配置し、図書の貸出、返却サービスを提供したいと考えております。蔵書数につきましては、およそ7,000冊を想定しており、エスカード牛久ビル1階に図書館の分館があった平成24年末の7,600冊と同等の蔵書ができる予定となっております。

公共施設の整備は、来館者数の増加だけではなく、空き床へのテナント誘致の推進に資する

ものであり、エスカード牛久ビルの活性化につながるものであると考えております。引き続き、市民の皆様が利用しやすく、また、皆様に愛される施設となるよう、整備のほうを進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 市民の声として、心配されていることが数点あります。中にある食事どころ「ポポラマーマ」ですね。それとゴールドジムが撤退するのではないかという話があるんですが、これはちょっとどうなのか、お尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） ただいま御質問にありましたポポラマーマにつきましては、残念ながら撤退の予定というふうには伺っております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうには、開発株式会社の方から、ポポラマーマは、あそこイズミヤ系なので、前からそういう打診がありました。こういうコロナ禍での売上げ減少ということもございまして、今回撤退するというこの話を聞いていました。また、ゴールドジムについても、そういう話は私のほうに入っていません。ただ、こういうことが撤退する、しないのそういうあれが、またその体力をそぎ取ってしまうことも現実でございます。ですから、私たちはなるべく正確な情報においてどうなのかなと、「それ出るの、出ないの。なくなったの」とか、そういう話は私たちは庁内では一切しないようにしております。ですから、やはり今、せっかく入ったお店が、そして繁盛して、そしてあそこの大きなエスカードビルの一員となっていただきますように、そうしてやっております。

また、店舗に関しても、今非常に難しい状況でございますが、もう物販等は私たちは諦めています。ですから、あそこをオフィスビル系、そして今、こういうコロナ禍の中で逆に東京から来る店、つくばとか水戸なんかにも本社機能を持っていく会社が非常に多いという話を聞いています。また、東京の会社が淡路島のほうに本社を全部移動したという話を聞きました。ですから、そういうことを見越して、今、戦略としては、東京にそういう出張できるオフィスを、そして企業を、今、茨城県、そして東京の事務所を通じて鋭意探してございます。そういうことをしながら、今までと違った形態のエスカードビルになることによって、経営の安定化、そしてそれに附属することによって、そのお店がなるべく栄えるようなことを今考えているところでございます。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 撤退する企業に対しての支援要請というものは、今の答弁ですと市のほうにはなかったというふうには受け取れるんですが、もしそういった支援要望があった

のかどうか、あれば御答弁お願いしたいと思います。

それと、今度の補正予算に入っているeスポーツですね。これは全員協議会でも説明されなかった。全く議論されないまま、また、議会への報告もないまま、補正予算に計上されました。この経緯についてお尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 御質問にお答えいたします。

具体的な支援要望等については、こちらには全然入ってきておりません。

それと、eスポーツに関しましては、利根川議員も前回、議会の一般質問の中で、エスカードにはeスポーツとか、あるいはボルダリングなどをやったらどうなのかという御提案もあったと思いますけれども、その時点では具体的などころまではいっていなかったもので、eスポーツということを取り上げるということまでは議論のほうは進んでおりませんでした。

その後、4階の公的利活用というものを検討する中、それと今の現在のコロナ禍という中で、eスポーツの有効性というものを検証した結果、こういう中においても有効な一つの、有効なものの一つであるというふうな捉え方で、eスポーツの大会を誘致できるような設備を整備するというので、今回補正予算のほうは計上させていただいたところでございますけれども、eスポーツというのを前面に押し出しているようには見えますけれども、実はエスカードホールの整備におきましてやることは、プロジェクターの設置でございまして、それと通信回線の整備でございます。これに関しましては、エスカードホールそのもののスキルを上げるということも併せてやるものでございまして、このエスカードホールそのものが今まで既存の事業である映画の上映会とか、そういったものでもそのプロジェクターというものは使えるものでございますし、また、そのエスカードホールが会場としてeスポーツ以外のものにも使ったときに、こういう設備があると、また違った使い方ができる人が来るというようなことも考えて、今回整備計画のほうを計上させていただいたところでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） エスカードビルのこのコロナに対してのいろいろな、エスカードビル株式会社からのあれとしては、数店舗、その家賃を減額するとか、そういうことを行いました。それは私への専務のほうから報告が来ています。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 2022年、中国杭州で開催予定のアジア競技大会では、eスポーツがメダル種目となることも発表されています。また、同じく計画の2024年、東京オリンピックが延びましたから、これも確定ではないでしょうが、開催予定のパリ五輪でもeスポーツがメダル種目として追加されるとされております。しかし、まだ日本では十分認識されて

おりません。今後の計画と、まずは視聴する機会を設ける考えはないのかどうか。例えば議会や区長会、校長会、子供会などに声をかけて、このeスポーツというものはどういうものか、視聴してもらう必要があるのではないかと思います。今回の補正予算で約2,200万円の補正が組まれております。この点についてお尋ねします。

○議長（石原幸雄君） ここで、答弁者、執行部に申し上げます。答弁の残り時間が僅かとなっておりますので、簡潔にお願いをいたします。市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） いばらき国体のeスポーツがやはり茨城県で優勝しました。その優勝した一人に牛久市出身者の人がおりました。その方といろいろなお話をして、こういう大会が牛久でできるならば、私たちは喜んでお手伝いするという旨を聞いております。だから、そういう人たちを呼んで、様々なことにeスポーツの啓蒙をすることも一つの方法だと思っています。

○議長（石原幸雄君） 着座のまま、暫時休憩をいたします。

午後2時53分休憩

午後2時53分開議

○議長（石原幸雄君） 再開いたします。

経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） ただいま議員のほうから御提案いただいた、議会あるいは市民の皆様向けのデモのようなものがないかということですが、それに関しましては、実現に向けて検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 日本人のeスポーツ関係者というのは、ほかの国から比べて非常に少ないというのが現状ですよ。世界の競技人口は約1億人以上、競技人口以外に観戦視聴者は3億8,000万人以上といわれております。ところが、日本の競技人口は390万人、競技人口以外に観戦視聴する人が160万人ぐらい、これ何の差があるかということ、世界大会クラスになると20億円を超える賞金が出るんですね。ところが、日本の法律では10万円から30万円程度、こんなここにすごいeスポーツに対する世界との格差が大きいということで、認知されない点が多々あると思うんです。そういうことも踏まえて、ぜひ市民に対し、そしてまた、議会に対して、eスポーツというものはどういうものなのか。ただのゲームで遊ぶだけのものだと、それをやることによって子供たちがそれに熱中してしまうのではないかと、議会の中でそういう指摘もありました。ですから、それらも含めて、ぜひデモンストラレーションなり、視聴会をやってもらえるよう重ねてお願いをしまして、私の質問を終わります。

○議長（石原幸雄君） 以上で2番利根川英雄君の一般質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は15時10分といたします。

午後2時56分休憩

午後3時11分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、2番藤田尚美君。

〔2番藤田尚美君登壇〕

○2番（藤田尚美君） 皆様、こんにちは。公明党の藤田尚美です。

一般質問最後の登壇となりました。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、重層的支援体制整備事業についてであります。

我が国では、少子高齢化、人口減少が進む中、家族や雇用形態の多様化と地域社会の結びつきの希薄化が同時に進行しています。そのような中、個人や家族が抱える生きづらさやリスクが複雑化、多様化し、80代の親が50代の中高年のひきこもりの子供を養う8050問題、介護と子育てを同時に担うダブルケア、ごみ屋敷、虐待、孤独死など、新たな課題が表面化してきています。

こうした課題は、従来の介護、障害、子育てなど、制度、分野ごとでは対応するのが難しく、必死に時間をつくって相談に行っても、たらい回しにされて、あげく何も解決できないという事態が発生しております。こうした状況を放置しては、いつまでたっても地域共生社会の実現も、全ての世代が安心できる全世代型社会保障も実現することはできません。そのため、平成29年の社会福祉法改正により、制度ごとではなく、課題を抱える本人や家族を丸ごと包括的に支援する体制の整備が市区町村の努力義務とされました。平成29年の改正法の附則において、法律の公布後3年をめどとして、市町村による包括的支援体制を全国に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときはその結果に基づいて所要の措置を講ずる旨が規定されており、これを受け、さきの国会では次の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が新たに創設されることとなりました。

3つの支援の1つ目は、包括的な相談支援です。福祉の窓口は高齢者、障害者、子供といった分野別に分かれていることが多いのですが、どんな相談も最初の窓口で丸ごと受け止めます。例えば、高齢者の窓口で介護の相談に来た親が、息子のひきこもりのことも相談してきたら、そこで65歳以上の人しか支援できないといって断ることなく受け止め、必要な支援につなぐ。

相談を断らない、たらい回しにしないということです。そして、福祉の分野にとどまらず、住まいや雇用、医療、教育など、他の分野の支援機関とも連携し、家族全体が抱える課題を解決していきます。ただ、ひきこもりが長期化しているような場合は、具体的な課題がすぐに見えないため、すぐに支援につながれないことも多々あります。そうした場合も伴走型で本人と同じ目線に立って、本人に寄り添いながらつながりを持ち続け、課題を一つ一つ解きほぐし、粘り強く支援につなげていくことも期待されています。

2つ目は、地域につなぎ戻していくための参加の支援です。仕事をしたり、地域活動に参加したり、本人に合った場を探して、そこで役割を見いだせるよう支援します。例えば、障害者手帳を持っていないひきこもりの方が働きたい希望があっても、いきなり一般就労が難しいため、地域の就労支援施設で障害がある方々と一緒に農作業をしたりするといった支援も想定されています。すなわち、本人のニーズと地域資源をうまく有効利用して、社会のつながりを回復することが参加支援です。

そして、3つ目が地域づくりに向けた支援です。子ども食堂や運動教室など、住民自らの意思で行う多様な活動や居場所を増やしていきます。そのために、地域づくりに関心を持つ住民やNPO、農業や観光など、福祉以外の分野の方々とも日常的に顔の見えるネットワークをつくっていくことが想定されています。

この3つの支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施することによって、制度の縦割りを打破し、制度に人を合わせるのではなく、困り事を抱えている本人と家族を中心とした支援へと福祉の大転換を図ることが期待されており、これこそ誰も置き去りにしない社会を実現する基盤となる事業であります。また、今回のコロナ禍で改めて人とのつながりが重要だと再認識されていますが、まさにこの事業は人と人とのつながりを再構築する事業であり、今、まさに取り組むことが求められているのではないのでしょうか。

既にこれまで250を超える自治体でモデル事業が行われ、来年度からこの事業を実施する市区町村に国が交付金を支給する新たな制度が本格的にスタートします。そこで、まず、来年4月からスタートする重層的支援体制整備事業について、本市としても積極的に取り組んでいくことが必要と考えますが、どう取り組むのか、お考えをお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 重層的支援体制整備事業につきましては、地域の住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的支援体制の構築を目的とし、高齢者、障害者、子供、生活困窮者などのあらゆる相談を受け、その支援を包括的に行う福祉事業として、本市においても注目している事業でございます。

しかしながら、事業開始に向けては、専門職である人員の確保、執務室や相談室の確保、そ

して組織体制の構築など、実施に向けての課題も多く、来年の4月からの実施は困難と考えておりますが、実現に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） それでは、前向きな実現をとということで、いつまで検討されて、いつ頃から事業開始を目標、やはり目標設定は大切でございます。市としていつまで目標を立てて進んでいくのか、お伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 先ほどの答弁のほうでもございましたように、様々な課題が多くございます。この課題を一つ一つ解決し検討する中で、具体的な実施年度というのが見込まれるというふうに考えておりますが、できるだけ早い実現を目指していきたいというふうには考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 8月28日に厚労省のほうより、この整備事業に対してアンケート調査が各市区町村のほうにございました。その際に、各担当のほうはアンケート調査には参加されていたのか、また、どのような回答だったのか、お伺いします。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。

着座のまま、暫時休憩をいたします。

午後3時20分休憩

午後3時20分開議

○議長（石原幸雄君） 再開いたします。

保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） アンケートの回答につきましては、令和5年以降に実施ということで回答しております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） では、令和5年以降の実施に向けて、それでは数点お伺いいたします。

次に、庁内、庁外の連携体制の整備について、これは庁内と庁外分けて質問させていただきます。

事業実施に当たり、市役所内の関係各部署の連携体制、すなわち庁内連携体制が何よりも重要であり、そのためにはトップのリーダーシップが不可欠であります。この事業のモデルとなる豊中市では、この8月1日、市長のリーダーシップで介護、障害、生活困窮、子育て支援、生活保護、人権、住宅、教育委員会などの連携体制を構築するためのプロジェクトチームを立

ち上げ、事業の実施に向け準備していくこととなったと伺いました。本市においても市長のリーダーシップで今こそ市役所が先頭に立ってこの事業に積極的に取り組み、コロナ禍においても誰一人置き去りにしないという姿勢を示していくべきと考えますが、御見解を伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 現在、様々な課題を抱える方に対する支援の方法といたしましては、高齢者、障害者、子供、生活困窮者等の担当課が相談を受け、必要に応じて庁内の関係各課に連携を依頼し、支援を実施しております。今ある仕組みの中で様々なサービスの調整会議や支援会議等がございます。また、担当課の連携の下に実施しておりますので、こちらのほうを強化していくような対応で考えてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 次に、庁内のみならず庁外との連携体制も極めて重要です。市役所を中心に各支援機関、地域住民などを含め、包括的支援体制整備が必要であり、その体制整備に当たっては、関係機関等と地道に議論を積み重ね、意識の共有を図り、ワンチームになることが必要であります。神奈川県座間市では、市役所が中心となってチーム座間を結成し、社会福祉協議会、ハローワークの担当者らが参加し、弁護士も交え、課題の共有や支援の方向性を決めております。こうした取組を本市においても実施していくことが必要だと考えますが、御見解を伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 相談内容につきましては、8050問題にも象徴されるように、年々複雑化・複合化している傾向がございます。支援の期間も相当時間を要するケースが増加しておりまして、こういったケースに対応するのは、庁内だけでの支援は困難な場合が非常に多いです。それで、現状でも庁外、警察とか消防とかを含めた関係機関をはじめ、地域住民との連携した支援を図っている現状がございます。さらに、このような支援体制の連携強化、また、どの関係機関と連携を取ったらいいのかということにつきまして、今後また検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 続きまして、この新たな事業の賛否を左右するのは、支援を担う人材であります。人材の育成、確保、専門性の向上、処遇改善を図り、支援者を孤立させない、バーンアウトさせない取組が必要ですが、本市としてどう取り組んでいくお考えか、また、本市の現状についての認識と併せて御見解を伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 現在の保健福祉部各課におきましては、長田議員の答弁でも

いたしましたとおり、職員の配置が少ない状況となっております。年々増加する複雑化・複合化している相談支援に対応するため、今後は一般職に加えまして社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の福祉専門職の確保が重要であると考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） この新たな事業を実施するに当たって、必要な事業費を確保すべきだと考えますが、お考えを伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 事業の開始に当たりましては、様々な課題がございますので、課題解決に向けた検討の中ではもちろん事業費の試算が必要であると考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 試算が必要だということで、令和5年以降に実現していきたいとアンケート調査にも書かれていたということなんです、この事業は交付金を支給していくと国も明確に公表しております。少なくとも、昨日ですが同僚議員も、保健福祉部のフロアがとても市民にとってサービス向上なのか、また、来た人の個人情報漏れているのではないかというような、フロアの中を少なくとも福祉の窓口改修であったり、包括的な窓口づくり、来年度予算に設計などを何らかの形を考えて、この令和5年実現に向けて進めていったらどうかと考えますが、市長、お考えをよろしく申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 昨日も長田議員の質問に答えました。この庁舎の環境、本当にどうなのか、そして職員の体制がどうなのかということは、本当にお恥ずかしい。もっと早くにやはり考えなきゃいけなかった時点でございますが、人間、こんなことを言っちゃどうなんですか、人間何か起こらないとなかなかそれに気づかない部分がございます。けれども、そういうものが需要であれば、これはいろいろな多角的な観点からその予算、そして人員、そして環境を早くに整えることが、私はこの重層化だけじゃなくて、いろいろな施設に対しても大きな支障を来すと私は感じております。ですから、いち早くこの事業を整備するためにも、やはり様々なソフト、そしてハードの部分での環境整備を私は急がなければならないかなと痛感しております。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） やはりこの事業に当たる上で、ハードの整備が本当に必要だと思います。市長、何かこの構想などはございますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） やはり人間というのは、非常に環境の中で仕事をするわけですから、その環境をいち早くそろえることが、恐らくこれからの事業を育てる、また、事業をするということで、ですから私、この前長田議員の話にもございましたけれども、すぐ建設課のほうにできることは何かないのか、それもスピーディーにちょっといろいろな意見を出してくれというようなことともう早くやろうということで、これは本当に喫緊の課題として私は捉えています。ですから、そういうことにおいても、こういう事業を早く成立するためにも、ソフト、そして人員も、これから職員も今年は20名ほど採用する予定でございますが、ただ、職員採用にしてもやはり何でもいいというわけではございませんで、やはりその適性な人間、人が来てくれて、そしてなるのかなという話、ただ、これは今、再任用制度というのもございますので、そういうベテランの職員をそういうところに振り当てながら、そういう人的な確保、そしてそういう庁舎の一部的な改造ではどうしてもできない。やはりプライベートな話をすることも非常に多くございます。やはりそれが担保されなきゃいけないと思いますので、これはしっかりとしたものでやらなければならない。ただ、予算につきましても非常に限られた予算でつくりますので、その辺の今、予算とその規模と、いろいろなことを加味しながら、今早速にでもするよという指示はしています。ただ、すぐというわけにはいきませんので、もうちょっと時間をいただきたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 市長が前向きに予算と規模、早速にでも取りかかりたいということで、ハード面に対しては前向きに検討されていくということで安心しました。この重層的支援体制整備事業が牛久バージョンといたしますか、チーム牛久としてしっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、特別支援教育について伺います。

現在、小中学校に設置された特別支援学級に入る児童生徒は増加傾向であります。増加傾向にある理由といたしまして考えられるのが、平成19年の特別支援教育制度の改正であります。それまで特別な場で教育を行う特殊教育としていたものが、改正を機に発達障害を対象に含めた特別支援教育に変化しました。発達障害を持つ子供がより充実した支援を受けられることや、児童生徒一人一人に合わせた指導計画によるきめ細やかな対応を受けられることから、特別支援学級を選択する保護者が増えてきております。

そこで、まず、早期発見について伺います。

障害の早期発見により、早い段階から適切な支援を行うことや、円滑な就学を促していくことも重要であります。乳幼児健診は非常に大切であります。乳幼児健診の間診票の見直しはされていますでしょうか。また、見直しは定期的に行われているのか、伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 乳幼児健診は、成長発達の確認や、病気や障害等を早期に発見し、治療や療育につなげ、保護者が安心して主体的に子育てができるよう支援していくことを目的としています。市では、3、4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診の3つの集団健診を実施しております。健診時の問診票は、国が示す必須項目に市独自の問診項目を加えており、令和2年4月の国の改定に合わせた内容となっております。1歳6か月児健診と3歳児健診においては、身体面だけでなく精神発達面も確認しており、障害の早期発見や早期療育等のスクリーニングの項目を取り入れております。保健師が丁寧に保護者より子供の日常生活の様子を聞き取り、健診会場で子供の観察を行います。さらに、公認心理師が面談とアセスメントを実施し、専門的な視点で客観的、総合的に子供の発達を評価しております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 健診は、問診票の見直しはされているということで、今回私が提案したいのは、一つ、早期発見ツールといたしまして、ゲイズファインダー、社会性発達評価装置というものがございます。約3分で終わる簡単な検査でありまして、これはパソコンのところに映像が映し出され、目はうそをつかないと言われるように、人は無意識に興味のあるものを見詰めたり、嫌なものから目をそらせたりします。測定の仕方は、テレビ画面には人の顔や様々な模様などの動画が出てきます。テレビ画面の下には透明プラスチックで覆われた近赤外線LEDとカメラがあり、近赤外線光が反射する様子をカメラで捉えることで、子供の注視点が分かるという仕掛けとなっております。これは、大阪府では市町村モデル事業として1歳6か月健診に導入しております。実施した保護者の大半が、我が子の発達の特徴などの理解する手助けになったと回答しています。本市においてもこのゲイズファインダー、これを健診に導入してはいかかかと考えますが、御見解をお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 藤田議員御提案のゲイズファインダー、視線計測装置につきましては、自閉症児等の発達障害のスクリーニングツールとして、一部の自治体でモデル事業として実施しております。現段階といたしまして、研究段階というふうになっておりますので、今後、エビデンスや有効性が示されてから、導入につきましては調査・研究し、慎重に検討してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） それでは、調査・研究をしていただいて、お子さんをお母様の膝の上に乗せての簡単な健診でございますので、御検討のほどをよろしく願いいたします。

次に、研修についてでございます。

牛久市教育振興計画の中での教員研修会の実施に、特別支援教育の資質の向上や支援の充実をさせるためにも、研修は必要であります。計画の成果指標の中に、特別支援研修会へ参加したことのある市内小中学校の教員の割合は、2018年度11.4%、2023年度には50%という目標を掲げていますが、目標達成の取組を伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） これまで行ってきた特別支援教育に特化した研修会を紹介します。

1つは、市教育委員会が大学の教授や県教育委員会の指導主事などを講師に招いて行ってきた夏季研修会です。対象は、特別支援学級の担任と管理職です。しかし、働き方改革の流れの中でこの事業はなくし、県の研修会に集約しました。

2つ目は、きぼうの広場を会場とした、配慮を要する子供の事例研修です。これも大学教授などを招いて年に数回実施しています。対象は、希望する先生方です。

3つ目は、きぼうの広場の相談員が各学校を訪問して講師となり、学校の要望に応じた研修を実施しています。神谷小では、児童の怒りのコントロールへの対応、牛久三中では、学習障害への対応について、研修を行っています。

4つ目は、茨城大学の障害児教育方法を専門としている教授に、13年間にわたって指導を受けており、この教授が毎年数校ずつ各学校を回って、授業研究と個別の相談をしております。

一方、私たちは、学校の日々の授業研究や生活指導が特別支援教育につながっていると考えております。各学校でのスーパーバイザーを迎えて行っている授業研究では、「授業の中で学んでいない子供を発見して、どうしたらこの子を学ばせることができるか」を研修しています。そこでは、分かり過ぎて授業に飽きている子供をどう学ばせるかだけではなくて、学べない子供の見取りをする中で、その子の障害にも視点を当てています。障害は、周りの人や物といった環境との関係の中で見えたり見えなかったりするものであると考えています。障害のある子も学べるような教師の対応や周りの友達の関わりなども研究しています。さらに、いじめの発生の要因にも障害が絡んでいる状況が増えています。

こうしたことを考えますと、全ての先生方にインクルーシブ教育の研修を充実していく必要があると考えております。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 次に、特別支援学級を受け持つ教員はどのくらいの割合で資格を有しているのか、伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 市内の小中義務教育学校の特別支援学級は、全48学級あります。

特別支援学級担任48人のうち9人が特別支援教育の免許状を有しており、特別支援学級の割合では18.75%の所有率です。

特別支援の資格としては、特別支援教諭免許状として二種免許状、一種免許状、専修免許状があります。

特別支援教諭二種免許状とは、幼稚園や小学校、中学校または高等学校教諭の普通免許状を取得した後に、特別支援学校や幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校で3年の在職経験と、大学等で必要な単位を6単位取得することで取得することができ、市内では6名が特別支援教諭の二種免許状を有しています。

また、特別支援教諭一種免許状とは、特別支援教諭二種免許状を持ち、特別支援学校で3年の在職経験と、大学等で必要な単位数6単位の取得によって所有できる免許状です。市内では2名が特別支援教諭一種免許状を有しています。

そして、特別支援教諭専修免許状とは、特別支援教諭一種免許状を持ち、さらに特別支援学校で3年の在職経験と、大学等で必要な単位を15単位取得することによって所有できる免許状です。市内では1名のみ有しています。

特別支援教育コーディネーターの先生方には、こうした免許状を有することも必要と思われるので、今後は免許状の取得を進めていきたいと思っています。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 教員の少ない不足のところには、今、スクールアシスタントが入っておりますが、このスクールアシスタントの仕事も幅広く、普通学級、または聞いたところによると、特別支援学級にも毎日入ることになったというスクールアシスタントさんのお話も聞きました。やはりスキルがとても大事であります。どのようにスキルアップをされているのか、また、今後についても伺いたします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 本市では、スクールアシスタントを子供支援や日本語支援、教科での音楽支援、理科支援、書写支援、さらには図書支援に分類し、各校の実態に応じて配置しています。今年度は、市内の幼稚園、小中義務教育学校に66名が配置されています。

その方々に対する研修会は、まず年度初めに、各園や学校ごとに服務や配慮を要する子供の情報共有などを中心に行っています。さらに、夏季休業後に、市内の全スクールアシスタントを対象とした研修会を教育委員会が行っています。具体的には、きぼうの広場の教育相談員が講師となって、「気になる子どもたちの理解と支援」について、スクールアシスタントの役割や、子供の視覚的な学びにくさを映像を通して疑似体験するなどといった研修を行いました。しかし、事後のアンケート調査から、こうした講義による与えられた研修内容は、経験年数な

どによって有効な方とそうでない方との差が大きいことも分かりました。

そうした反省から、昨年度は、スクールアシスタントが実際に困っていることや話題にしてほしいことを事前にアンケート調査し、課題ごとに10名程度のグループ協議による情報交換や、きぼうの広場の相談員が各グループに入って助言指導する研修会にしました。

また、スクールアシスタントが障害のある一人の子供に張りつくことによって、友達とのつながりを切り離してしまうといった現状もありました。そこで、学びの共同体の授業づくりについても研修を行いました。

しかし、今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策により、スクールアシスタントを全員集めた研修会は実施できません。そこで、新たにスクールアシスタントになった10名程度を集め、悩みや課題への対応を3人から4人の小グループで協議しました。参加者以外の方へは、アンケート調査の質問に対し、きぼうの広場の相談員が回答するようにしています。

次年度以降は、研修の在り方を検討し、教職員や児童生徒への支援にさらに役立つ研修会となるように考えていきたいと思えます。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 研修内容をしっかりと精査していただき、スクールアシスタントの質の向上のために御尽力いただきたいと思えます。

私、今回この特別支援学級の一般質問の前に数校、小中学校を訪問させていただきました。その現場を見せていただきますと、やはり教員の数の少なさに対し、それに対してのスクールアシスタントフォローの担い手も少ないということで、現場では本当にスクールアシスタントが廊下を駆け回っているような子供を追いかけしている、そのような状況も拝見いたしまして、今後、このスクールアシスタントの増員という部分では、今後どのように対応していくか、お考えがありましたらお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 担当の職員が年に何回か回って、スクールアシスタント全員と個別面談をやっている状況があります。そういった中で課題を今掌握している状況もありますので、そういった中で次年度の対応を考えていければと思っています。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） では、個々の相談内容に基づきながら、また、その学校ごとのスクールアシスタントの人数も精査していただき、対応をお願いいたします。

次に、牛久市学校振興基本計画の方向性を受けて、特別支援教育を実施するための計画の位置づけとして、特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加を目指す教育環境の一層の充実のためにも、重点的に取り組む項目を具体的に示し、

計画的に施策を進めていき、全ての子供たちを大切に特別支援教育を推進していくための基本的な考え方を明らかにするという観点から、特別支援教育基本計画を策定してはどうかと考えます。特別な支援が必要な子供が、就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制をどのように整備していくのか、伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） これまでは、特別支援学級に在籍する子供に対する個別の教育支援計画を作成することは努力義務とされてきました。しかし、10年ぶりの学習指導要領の改定によって義務化されました。この個別の教育支援計画は、障害者基本計画による個別の支援計画のうち、学校などの教育機関が中心となって策定する計画です。

この計画には、現在行われている支援を就学时や小中高の学校間、大学への進学や就職時に引き継ぐ役割や、家庭、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関との連携によって、障害のある子供を生涯にわたって支援していくための情報共有ツールとしての役割があります。本市では、特別支援学級に在籍する全ての子供に個別の教育支援計画が作成されています。

一方、発達障害や学習障害などを抱えながら通常学級に在籍している子供がいます。そのような子供に対して個別の教育支援計画の作成は努力義務であり、本市でも支援を要する子供の全てについて作成されているわけではありません。

しかし、本市では、小学校就学前に気になる子供を早期に発見し、保護者との相談につなげようと、全ての保育園や幼稚園へ巡回相談員が定期的に訪問しています。この訪問によって気になる子供の対応について情報が提供され、蓄積されています。今後、この多くの情報を整理し、小学校就学後に通常学級に在籍する子供の個別カルテとします。学年が上がるごとに子供の様子や対応などの情報をこのカルテに蓄積していきます。

このような個別カルテによって、通常学級に在籍しているものの、障害による学びにくさや友達との関わりの難しさを抱えている子供の情報が一目で分かるようにします。そして、その子供に関わる先生にとって苦戦する子供を支援できるツールとなり、今後の支援におけるゴールの姿を描くことにつながるものと考えています。

このようにして、9年間の子供の学びを支えていくシステムをつくっていきたいと考えています。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 牛久市では、個別カルテを作って切れ目ない支援をしていくという答弁でした。まさしく今、幼稚園、幼児教育のほうも9月の下旬には教育センター的機能を発揮いたしまして、この特別支援のセミナーというか、勉強会が行われるということで、一堂に会して勉強していくということも伺っておる中で、個別カルテの勉強も入っているということも

伺っております。幼児教育、小中学校と切れ目ない支援をしっかりとサポートをお願いしたい
と思います。特別の支援を要する子供のサポートは、学校内で完結されず、やはり家族や関係
機関と連携を図り、より多くの人を巻き込んだ切れ目のない支援が求められると思います。

最後に、牛久にはのぞみ園、きぼうの広場等ございますが、今、だんだんと手狭な状態にな
ってきており、牛久市にも障害児支援の強化といたしまして児童発達支援センターの創設が必
要と考えますが、最後にお伺いたします。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 現状で療育指導を実施している牛久市こども発達支援センタ
ーのぞみ園におきましては、もう療養指導を行う相談件数が非常に今増加している現状がござ
います。さらなる支援体制の充実を図るためには、児童発達支援センターの設置の必要性はあ
るというふうに考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 必要と認識されているということで、よかったといいますか、今後の
見通しを立てていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（石原幸雄君） 以上で2番藤田尚美君の一般質問は終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦勞さまでした。

午後3時55分散会